

令和4年度（2022年度）第2回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年5月23日（月）午後2時開会

場 所：かでの2・7 520 研修室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第2回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が3名、オンラインでの出席が7名、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、欠席は、石井委員、笠井亮秀委員、高橋委員、奈良委員、吉中委員です。

会場出席は、露崎会長、鈴木委員、先崎委員でございます。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境政策課長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境政策課長 環境政策課の阿部でございます。

委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、このように会場とオンラインを併用しての開催とさせていただいております。何かとご不便をおかけすることがあるかと思いますが、ご理解とご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議につきましては、ご案内のとおり、いずれも風力発電事業で、審議案件数も7件と大変多くなっていますほか、事業者の方をお呼びして直接ご説明を伺いながら審議を行うというこれまでにない取組についても行う予定としております。

これにより長時間に及ぶ会議となることが想定されますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

本日はオンラインを併用する対面形式での開催としておりますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止を図っていく必要がありますことや会場の広さの関係などから、一般の傍聴者につきましても感染防止の取組に配慮した形で開催してまいります。

それでは、資料について確認いたします。なお、オンラインで参加の委員の皆様には、事前にお送りしております。資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1と資料2-2、資料3-1から資料3-4、資料4-1から資料4-3、資料5-1から資料5-4、資料6-1から資料6-4、資料7-1から資料7-3となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は7件です。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）石狩湾洋上風力発電所計画段階環境配慮書についてです。薄い緑色の図書の日本風力発開株式会社（仮称）の事業で、石狩市沖の海域では8件目の洋上風力発電事業の計画です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、25分程度を予定しております。

議事（2）は、1回目の審議となります（仮称）島牧村沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。水色の図書の北海道洋上風力開発合同会社（仮称）の事業で、島牧沖の海域では初めての洋上風力発電事業計画となります。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、これも25分程度を予定しております。

議事（3）は、2回目の審議となり、本日の答申を予定しております（仮称）新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書についてです。こちらは、株式会社ジェイウインドによる既設風車を更新する計画です。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、35分程度を予定しております。

議事（4）は、1回目の審議となります幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。水色の2冊の図書の幌延風力発電株式会社によるオトノルイ風力発電所を更新する事業計画で、令和2年6月に方法書に対する経済産業大臣の勧告が行われており、このたび環境調査の結果及び影響評価がまとめられたものです。事務局からの事業概要の説明、意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。

以降の三つの議事につきましては、いずれも株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業で、配慮書の2回目の審議となり、本日の答申を予定しております。

議事（5）は、（仮称）宗谷管内風力発電事業計画段階環境配慮書について、議事（6）は、（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業計画段階環境配慮書について、議事（7）は、（仮称）抜海・豊田風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

これらの三つの議事につきましては、通常ですと事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告を行いますが、前回の審議会で決定しましたように、本日は事業者をお呼びしていること、また、事務局からの報告は事前に委員の皆様へ資料をお送りしていることから、割愛をさせていただきます。まずは委員の皆様から事業者と直接質疑を行っていただき、事業者からご回答をいただくこととし、それが終了した後、順番に議事ごとに事務局

から答申文（案）たたき台等の説明とそれに対する皆様の審議を行い、時間としては三つの議事を合計して90分程度を予定しております。

では、これからの議事進行につきましては露崎会長にお願いいたします。

3. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議事（1）に入ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）石狩湾洋上風力発電所計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から、事業の概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（道場主任） 早速ですが、黄緑色の太い配慮書と資料1-1及び資料1-2をご用意ください。資料1-1は配慮書に対する質問事項及び事業者回答、資料1-2は事業者回答の別添資料となります。

まず、事業者は日本風力開発株式会社であり、本審議会には3月4日付で諮問をさせていただいております。縦覧期間は3月1日から3月31日までで、一般意見の募集も同じく3月31日までとしていまして、知事意見は事業者から特に期限は定めない旨を確認しております。

それでは、図書の概要についてご説明いたします。

なお、この事業は、先ほどもお話があったとおり、石狩湾における港湾区域を除く計画としては8件目であり、周囲の環境など、先行事業と同様の部分も結構あると思いますが、今年度の洋上風力の審議はこれが初めてとなるため、改めて説明をさせていただきます。

まず初めに、事業の概要についてです。

3ページをご覧ください。

本事業は、単機出力1万2,000キロワットの風車を最大250基設置するものであり、総出力は大体300万キロワットを想定しております。

めくっていただいて、5ページをご覧ください。

図内の黄色の線で囲まれた箇所が事業実施想定区域であり、各地点からの眺望は図内にある写真のとおりとなります。

本事業の風車の基礎構造は、基本的には着床式を想定しており、それに適した水深約50メートルまでのエリアを沖側の境界としていまして、陸側の境界は、住居からの離隔距離を1キロメートル以上確保したほか、港湾区域等を考慮して設定しています。北側の境界は、急激に水深が深くなり、基礎の設置が困難になることが想定される範囲を外して設定しておりまして、西側の境界は、定期船や小樽海上観光船、窓岩クルーズなどの航路を避けて設定しています。

関係市町村は、最大風車高が270メートルとなる予定の風車の1度視野領域や可視領域の範囲に鑑みて、石狩市、小樽市、札幌市、当別町としております。

次に、27ページをご覧ください。

こちらは周囲における他事業の概要図です。少し分かりにくいかもしれませんが、黒い線が今回の事業実施想定区域であり、ほかの色で描かれた⑩から⑯までが石狩湾における一般海域での洋上風力発電事業になります。1ページ前の表は、番号と事業がリンクしておりますので、後をご覧ください。

次に、事業実施想定区域とその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物の注目すべき生息地についてです。

142ページと143ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域の周囲の図でありまして、海鳥コロニーを含む海鳥の繁殖地や鳥獣保護区があるほか、区域の北部には、本当に少しではありますが、道北のマリーンIBAが存在しております。

ページをめくりまして、150ページをご覧ください。

こちらは、環境省のEADASのセンシティブティマップの図です。陸域では、事業実施想定区域の南側のメッシュが注意喚起レベルA3及びBに該当しており、海域では、隣の図にあるように、南側や北側のメッシュが注意喚起レベル1に該当しております。

次に、157ページをご覧ください。

こちらは陸域の植物の現存植生を示す図ですが、事業実施想定区域周辺の陸域における一般的な植生として、下部は針広混交林となっております。

また、187ページをご覧ください。

こちらは重要な植物群落及び巨樹・巨木林海浜植物と保護区の図ですが、こちらを見ると石狩市南部の沿岸に特定植物群落が分布していることが分かります。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

210ページと211ページをご覧ください。

こちらの図を見てもお分かりのとおり、事業実施想定区域内には生物多様性の観点から重要度の高い海域が分布しておりまして、区域周辺の沿岸には、小さくて見づらいのようですが、昆布、ワカメ、アオサ、アオノリなどの藻場が分布しております。

次に、自然公園についてです。

事業実施想定区域外ですが、北部には暑寒別天売焼尻国定公園、南部にはニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在しております。

次に、景観についてです。

大きく飛んでしまいましたが、486ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図でありまして、次のページにもそれぞれの眺望点における発電機設置予定範囲からの距離と風力発電機の垂直視野角が示されております。主要な眺望点からの見えの大きさについては、大きいものだと朝里海水浴場で約15.1度、次点がおたるドリームビーチ及び銭函海水浴場で13.8度となっております。

ページを戻っていただきまして、393ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定の表ですが、項目としては、騒音、超低周波音、風車の影、陸域、海域の動物、海域の植物、景観が選定されております。

順を追って説明していきます。

まず、騒音についてですが、413ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域から配慮が特に必要な施設までの最短距離を整理した図ですが、かなり広い図となりますので、417ページの拡大図に一部を代表して挙げておりましたが、拡大図4のとおり、一番近いところで約1.0キロメートルの離隔距離があることが示されております。また、ほかの拡大図を見ると、保育所や学校、病院、福祉施設とはそれ以上の離隔距離があることが分かるかと思えます。

419ページに評価結果がありますが、その離隔距離に留意して風力発電機の配置や機種を検討することに加え、地形による解析効果、空気吸収による減衰及び地表面の影響による減衰を考慮した上で騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討することで重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと評価しております。

次に、風車の影については、騒音と同様に、離隔距離に留意した風力発電機の配置や機種の検討、また、住居等の窓の向きや遮蔽物の状況を現地調査にて把握すること、風車の影の影響範囲と時間をシミュレーションにより把握し、必要に応じて環境保全措置を検討することで同様の評価を行っております。

次に、動植物及び景観の項目についてですが、490ページ以降の評価結果のほう分かりやすいと思えますので、ご覧いただければと思います。

まず、動物についてですが、森林、草地、河川を主な生息環境とするコウモリ類や鳥類以外の重要な種の生息環境は事業実施想定区域外にあり、改変を行わないことから重大な影響はないと評価する一方で、海上を主な生息環境とする重要種及び渡りを行うコウモリ類や鳥類については、施設の存在並びに稼働による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとしております。

次に、海域に生息する重要種についてですが、事業実施想定区域及びその周囲には、生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されておまして、カレイ類やニシンの産卵場となっている海底環境の範囲が事業実施想定区域の一部に存在していますので、生息環境に影響が生じる可能性があります。

しかし、今開いていただいているページの表の右の欄にある方法書以降の手続において留意すべき事項を着実に実施することにより、事業による重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと評価しております。

次に、海域の植物についてですが、潮間帯植物については事業実施想定区域内に存在しないことから、直接改変による重大な影響はないものと評価しております。

また、藻場についてですが、こちらが存在する可能性のある岩礁域に風力発電機を設置することは想定していないため、直接改変による重大な影響はないとし、また、表の右の欄の方法書以降の手続において留意すべき事項を着実に実施することにより、事業による

重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと評価しております。

また戻っていただきまして、486ページをご覧ください。

これは先ほども紹介しました主要な眺望点の図となります。こちらで景観についてご説明させていただきます。

こちらにも主要な眺望点及び景観資源の直接改変はないものの、選定した32か所全ての主要な眺望点からの景観に風力発電機の介在の可能性がありまして、配置によっては見上げるような仰角にあり、圧迫感が強くなる程度となる可能性があります。フォトモンタージュ法により景観への影響を予測し、必要に応じて風力発電機の配置の再検討等の環境保全措置を検討するなどして、事業による重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと評価しております。

図書における事業概要の説明は以上とさせていただきます。

次に、資料1-1を用いて、1次質問への回答について説明していきます。

まず、内容全般に係る質問と本事業の特徴的な質問を何点かご説明いたします。

1ページ目の少し下のほうになりますが、質問番号2-6をご覧ください。

こちらでは、累積的影響について、今後どのように対応していくのかを伺っております。これに対して、事業者からは、区域周辺には既設及び環境影響評価手続中の事業が複数存在し、稼働中の事業者にはヒアリングを実施する予定であり、工事準備中の案件について、評価書までまとまっている案件については、評価書を参考に、各項目の累積的影響について調査し、まとめる予定とのことです。

また、累積的影響を考慮する他事業の範囲についても伺っております。これに対して、事業者からは、騒音については2キロメートル、風車の影については2.2キロメートルが一つの目安になると考えているが、いずれも今後の手続において風力発電機の機種や設置位置によって影響範囲の検討が必要になると考えているとのことです。

次に、3ページの質問番号4-2をご覧ください。

こちらは洋上風力発電所の特有の環境影響に着目した項目ということで、流向や流速及び水中音について事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、流向・流速については、方法書以降の段階において、対象事業実施区域の離岸距離及び水深等を踏まえながら評価項目として選定するかの検討を実施し、水中音については方法書以降の段階において評価項目として選定するとのことです。

次に、その下の質問番号4-3をご覧ください。

こちらでは水域の生態系について質問しております。これに対して、事業者からは、場の消失の影響だけでなく、構造物等の設置に伴う水の流れの変化などの間接的影響について、環境の変化が予測される場所において生息する重要種等の分布や密度、出現量に着目した調査を実施し、その結果を踏まえ、可能な範囲で予測、評価を行うかを検討する、また、調査手法、予測評価手法については専門家のヒアリングを踏まえて検討するとのことです。

最後に、5ページの質問番号4-21をご覧ください。

時期によって海棲生物への影響に大きな差が出るため、工事時期をどのように設定するのかを伺っております。これに対して、事業者からは、工事期間については荒天が予想される冬期間以外は実施する予定としており、魚類の産卵期である春と秋の期間については、最新の知見を生かした工法の検討により、工事に伴い発生する騒音を可能な限り低減する方策を検討するとともに、漁業関係者に相談の上、実施の可否について検討する、また、現時点における騒音低減策の例として、バブルカーテンやソフトスタート工法などが挙げられることから、引き続きこちらについて検討していく予定とのことです。

以上、簡単ではありますが、1次質問とその回答についての説明とさせていただきます。

なお、本案件は2次質問まで行い、次回、答申文（案）たたき台の審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆様には、審議の後にご質問がございましたら、期限が短くて大変申し訳ないのですが、来週の30日月曜日の午前中までにいただけると幸いに存じます。詳細は、審議会後に改めてメールにてご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、ご審議をよろしくお願いたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見を申し上げます。

○**白木委員** 質問には入っていませんでしたが、461ページの表の動物の重要な種への影響の予測結果についてです。

先ほど陸域のところでお話がありましたが、海岸や海域に生息していて、直接的な影響を受けやすく、事業地の上空を飛ぶ可能性があるというところの猛禽類の中に、ミサゴやシロハヤブサもいると思うのですが、例えば、サシバやケアシノスリが入っているのですね。一方で、森林や草原、河川、湖沼の辺りは、事業実施想定区域の上空を飛ぶ可能性は低いと書いてあります。ただ、例えば、河川や湖沼、湿地のところに分類されているオジロワシやオオワシは、海を主な生息域とするので、こちらが海岸や海域に入って、ケアシノスリなどは草原に入るのではないかなと思うのですが、それは引用文献か何かがあつてこう分けているのですか。

○**事務局（道場主任）** この文献を参考に拾ったという表が前のほうにあるのですが、詳しいところまでは確認ができていなかったもので、審議会後に2次質問で確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○**白木委員** 主な生息環境と種の対応が必ずしも合っていないと思うのです。水鳥などは、多分、海岸や海域に入って、直接的な影響を受けるほうになるのではないかなと思うのですね。

○**事務局（石井課長補佐）** この表は、これまでの図書を見ますと、各事業者が生息環境と種名の関係を独自に分類してつくっているように見受けられます。この種だったらこの生息環境だという対応表があるわけではないようですので、適切なものとなるように事業

者に質問をしたいと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 今さらですが、ページが分からないというか、違っているような気がするのです。質問をしたいのは表4. 4-1というところで、今ご説明いただいたページではなく、こちらの図書だと450ページなのですが、違うのですか。いただいていたものと違っているような感じなのですよ。私だけですか。そうであればもう一回見直さないといけないのです。

○露崎会長 少し時間がかかるということですので、その間にほかに確認したいこと等はございませんか。

○北委員 454ページで海洋哺乳類はこの海域で重複するという話が出ていて、50メートル以浅の海域を避ければですとか、質問表の2-6では、2.0キロメートルから2.2キロメートルが一つの目安になると考えているということなのですが、これは、もともと陸上での音速といった観点から導き出されているのか、水中での音速も考慮されて導き出されているのか、お聞きしたいと思います。

○事務局（道場主任） 申し訳ありません。こちらも確認し切れておりませんので、2次質問で事業者に伺ってみようと思うのですが、よろしいでしょうか。

○北委員 お願いします。陸上よりも4倍か5倍くらいの音速ですし、それに対する海洋哺乳類の影響は大きいような気がするのです、ご検討をいただければと思います。

○事務局（道場主任） 2次質問で対応させていただきます。

○露崎会長 ほかにございますか。

どうせQ&Aで書くのですが、自分から1点です。

これから海洋風発が増えると思いますが、これまで前例がほとんどない世界なので、このQ&Aに書いてあるような未解明なものがたくさん出てくると思うのです。ただ、未解明だから調べないということをやっていると自然環境がだんだん劣化していくのは目に見えているので、そこをどう考慮していくかをこれから考えていく必要があるのではないかと思います。そこは後で整理し、Q&Aでコメントをしたいと思いますので、お願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、引き続きまして、議事（2）に移ります。

こちらも洋上ですが、本日が1回目の審議となります（仮称）島牧村沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） それでは、図書を用いまして、事業概要の説明を行います。

まず、事業者は、表紙に記載がありますとおり、北海道洋上風力開発合同会社です。

本配慮書は3月15日付で受理し、本審議会には3月17日付で諮問をさせていただい

ております。

なお、知事意見は、事業者から7月4日頃までを期限として求められております。

縦覧期間は3月16日から4月15日までで終了しておりまして、一般意見の募集も4月15日までとなっております。

初めに、事業概要についてご説明いたします。

まず、図書の4ページをご覧ください。

本事業は、島牧村の沖合で洋上風力発電事業を行う計画であり、本海域での洋上風力発電事業の計画は初となります。

また、地域の海岸線からの離隔距離は約0.7キロメートルとなっております。

次に、1ページ戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

本事業は、単機出力9,500キロワットから1万5,000キロワット程度の風力発電機を最大56基設置する計画であり、総出力は最大58万5,000キロワット、また、地域の面積は約1万6,815ヘクタールとなっております。

また、関係町村については、島牧村、寿都町、せたな町です。

次に、20ページをご覧ください。

こちらは設置が予定されている風力発電機の概要ですが、着床式でローター直径が最大260メートル、風車全高は最大310メートルとなります。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてですが、複数の既設風車や環境影響評価手続中の風力発電事業がありまして、区域に近い事業としては、下のほうにある⑩の（仮称）檜山エリア洋上風力発電事業などが存在します。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、少し飛びますが、81ページをご覧ください。

動物の注目すべき生息地についてですが、区域に隣接して狩場茂津多道立自然公園が存在しております。

次に、また少し飛ぶのですが、129ページをご覧ください。

海域の注目すべき生息地についてですが、区域内には、環境省により抽出された生物多様性の観点から重要度の高い海域として、主に黄色で書かれている弁慶岬周辺や茂津多岬周辺などが存在しております。

次に、134ページからの図と表をご覧ください。

区域周辺の藻場の状況についてですが、区域周辺の沿岸にはワカメ場やコンブ場などの藻場が存在しております。

次に、景観についてご説明します。

大きく飛びますが、298ページをご覧ください。

こちらは主要な景観資源の状況についての図となりますが、景観資源は、北のほうから見ていくと、弁慶岬海岸、白糸岬海岸、茂津多海岸などの狩場茂津多道立自然公園の公園

区域にもなっている海岸景観が存在しております。

また、ただいま紹介した景観資源の図に眺望点を重ねたものが次のページの図4. 3-13に、また、景観について可視領域等が示されている図が302ページにございます。

そして、隣の303ページには、各眺望点における区域からの距離と最大垂直視野角が記載されておりまして、最大垂直視野角が最も大きい地点は、こちらの表の④の江ノ島海岸で、約24.4度となっております。

次に、ページを戻っていただきまして、180ページをご覧ください。

住宅等の位置についてですが、こちらの図に示されているオレンジ色の点が住居等、赤色や緑色の丸が学校や医療機関、福祉施設となっております。区域から一番近い住居との離隔距離は約0.7キロメートル、学校、医療機関、福祉施設との離隔距離は約0.8キロメートルとなります。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

221ページをご覧ください。

こちらは選定の表となっております。本事業では、騒音、風車の影、動物、海域の植物、景観の5項目を選定しております。

また、生態系については、種の多様性や環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いとされていることから環境要素として選定されておられません。

最後に、項目ごとの評価結果について簡単にご説明いたします。

306ページ以降の表をご覧ください。

こちらでは、各項目において、重大な影響が実行可能な範囲内で低減されているとの評価や、方法書以降の留意事項について留意することにより、重大な影響が回避、低減されているとの評価がなされています。

簡単ではございますが、事業概要については以上となります。

次に、1次質問とその回答について、資料2-1を用いましてご説明いたします。

まず最初に、2ページの質問2-7をご覧ください。

本事業の事業実施想定区域は、環境影響評価手続を進めることに対して、島牧村及び漁業協同組合の同意が得られた範囲とされていることから、学校や医療機関、住宅等から離隔距離を取ることや生物多様性の観点から重要度の高い海域を除外することは検討しなかったのかを質問しました。これに対して、事業者からは、現時点では風車の機種や配置が決まっておらず、現在の区域からさらに離隔距離を取ったり区域を削減することまでに踏み込んでいないが、今後の計画の検討や現地調査等も踏まえた上で住宅等からの離隔距離の確保や重要度の高い海域への影響の低減について検討するとのことでした。

次に、5ページの質問4-5をご覧ください。

こちらは、流向・流速についてです。

本配慮書では流向、流速について選定していませんが、着床式の場合、浅い海域での風力発電事業であれば選定することが考えられるとの環境省の検討会報告書もあることか

ら、調査、予測及び評価を行う必要がないかを質問しました。これに対して、事業者からは、流向、流速の変化は風力発電機の近傍に限られており、各風車の間隔は数百メートルを確保する予定であることから、評価対象とすることは予定していないが、施設の存在に伴う流向、流速の変化による影響については、方法書以降の手續において事業計画等を踏まえ確認する、また、工事の実施に伴う水の濁りの予測のために、流向、流速の現地調査や予測は実施する予定だとのことです。

次に、一つ下になりますが、質問4-6をご覧ください。

水中音について、こちらも同様に項目として選定されていない理由について質問しました。これに対して、事業者からは、現時点では計画の熟度が低く、風車の機種、基礎構造、配置等が未定であり、予測が難しいことから選定していないが、方法書以降の手續において、動物への影響に関する水中音の調査、予測及び評価を実施する予定とのことです。

最後に、景観について、一番後ろの8ページの質問4-31をご覧ください。

本事業は、海岸線に沿い細長く区域を取っていることや、眺望点の歌島高原や茂津多岬灯台は高台に位置するため、水平視野角や俯瞰景への影響についても予測するなど、影響の程度の評価のために工夫が必要ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降の手續において、フォトモンタージュを作成し、標高差を勘案した俯瞰景観を予測するとともに、水平視野角の算出を行う等の工夫をすとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

今後の予定ですが、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えており、先ほどの事業と同様に、後ほどメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。私からは、先ほどと同じ洋上風力の話ですので、同じ指摘をしたいと思いますが、ほかにございませんか。

○**北委員** 私も先ほどとほぼ同じになってしまうかもしれません。

質問4-6のところ、機器が決まっていないので、予測するのが困難ということですが、いずれの機器にしても正確な予測をしていただいて、どれだけ海洋哺乳類に影響があるのかをきちんと評価していただきたいと思います。

○**事務局（石井課長補佐）** 今回は配慮書であり、大まかな区域はこら辺だよというのを決めるのがメインですので、こういう応答となっております。次の段階の方法書では、どういう方法で調査をしますということが決まりますので、そこで少し詳しく聞かないといけないなと考えております。

さらに、準備書まで行きますと、風車の設置位置や機種、工法についても決まり、それを踏まえた上で評価をすることになりますので、今後、そこをきちんと評価できるように確認をしていきたいと考えております。

○**露崎会長** ほかにございませんか。

○**白木委員** もしかすると私が何か勘違いしているかもしれないのですが、Q&Aの質問4-25で重大な影響を回避できるとされていることについて質問していて、その回答の2段落目のところに、現段階では、事業実施想定区域の設定に当たって、沿岸から約700メートルの離隔距離を取ることで、事業実施想定区域の範囲を実行可能な範囲で狭めており、海域を利用するコウモリ類及び鳥類の重要な種及び海域に生息する動物について重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価いたしますと書いてあります。ただ、沿岸から700メートル離れていれば、海に生息するものも含めて、動物種への影響が回避または低減されるということの根拠が分からなかったもので、それについてお尋ねしたいと思います。

○**事務局（五十嵐主事）** 今いただいたご質問のとおり、このQ&Aでは、なぜ700メートルの離隔距離を取ったから、海域も含めて、鳥類に対しての影響が実行可能な範囲内で回避または低減されるのかという具体的なものが示されていないので、改めて2次質問で事業者を確認したいと思います。

○**露崎会長** ほかにございませんか。

○**鈴木委員** 資料2-1の2ページの質問2-9に、現時点では着床式を想定しているが、場合によっては浮体式の可能性もあるというご回答があります。浮体式の場合はどのような構造になるのか、資料の中で図示しているところはございましたでしょうか。

それから、浮体式というと、要するに、水面上に浮いているものを私はイメージしているのですが、そうなりますと、海流あるいは風によって影響を受けて、動くことが想定されると思うのですね。ただ、自由にあちらこちらに動いてしまうとまずいので、やはりある程度固定をするのかと想像するのですが、その辺りの補足説明をいただくと大変助かります。

○**事務局（五十嵐主事）** この事業では、浮体式になる可能性があるとは言いつつも、図書や資料に浮体式の情報や工法が書かれていません。

○**事務局（石井課長補佐）** 浮体式というのは、本体は浮いていますけれども、アンカーというか、基礎を下に打ってロープで固定しますので、そのまま流されるということとはございません。

○**露崎会長** 今の質問は、浮体式になったら、今予定しているつくりと違うような環境影響が懸念されるので、どんなものをつくるのかが知りたいという意図だと思うのです。ですから、できたら、浮体式にするとしたらこんなところまで決まっていますということを知りたいような質問にしたいと思いますか。

○**事務局（五十嵐主事）** どのような場合に浮体式になるのか、また、浮体式になった場合の影響等も含めて、事業者にも2次質問で確認したいと思います。

○**露崎会長** ほかに質問はございませんか。

○**押田委員** 私は、地上の動物はある程度分かるのですが、海棲動物、海岸動物は全然分からないのです。ここは生物多様性の観点から重要度の高い海域にかぶっているわけです。

よね。これは環境省のほうで調べれば分かるのかもしれないのですが、この生物多様性というのはどのぐらいの分類群までを検討することを考えられているのかが知りたいのです。

表を見ていると、魚やタコ、エビなど、水産資源につながるようなものは入っているのですが、例えば、今後、それ以外のものについて、どの程度まで細かく評価をしていくべきなのか、僕にはイメージがつかないので、変な質問かもしれませんが、何か情報があれば教えていただけると幸いです。

○事務局（石井課長補佐） 申し訳ございません。こちらでも把握しておりませんので、確認して後ほどご回答させていただきます。

○押田委員 いろいろなところで洋上風車をやっていく中での多様性の評価はもちろん今までもされていると思いますし、北海道以外のエリアでもいろいろとあると思うのですよね。図書の126ページを見ると、重要な種として、タコ、エビ、ニホンウニ、それから、貝の仲間が少し加わっているのですが、何をどこまでというレベルについては今後の検討課題だろうなという気がするのです。その辺りをどういうふうにご考えられているのかをお尋ねいただくと、今後の大きな資料になるかなと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、議事（2）は終了して、議事（3）に移ります。

本日が2回目の審議となり、本日の答申を予定しております（仮称）新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書についてです。事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（菅原主任） 関係資料は、深緑色の図書と資料3-1から資料3-4までとなります。

最初に、資料3-1を用いまして、本事業に係る2次質問とその事業者回答について、5点ほどに絞ってご説明させていただきます。

まず、2ページの一番上の追加1-4は、前回の審議会で石井委員からご質問がありました更新対象である瀬棚臨海風力発電所での調査や苦情の状況についての質問です。これに対して、事業者からは、あらかじめ計画した調査等は実施していないが、風車の影に係る苦情やオオワシのバードストライクが発生したことを受け、それらへの対応を行ったとのことです。

次に、8ページの質問6-36をご覧ください。

こちらは、鳥類調査を行う地点からの可視範囲についての1次質問に対して、現在精査中であるという回答があったことから、その状況についてさらに質問をしたものです。これに対して、事業者からは、資料3-2の別添資料が示されております。各調査地点からの視野がそれぞれ示されており、最初に出てくるものがそれを全て合算したものとなっておりますので、資料の2ページの視野図（全体）を見ていただくと、総括されていることと

なります。これにより、事業区域をおおむね見渡せてはいるものの、南側の海岸線の青色とピンク色の領域周辺と、東側の黄色の区域に変わり始める辺りの一部区域が可視範囲となっていないことが分かります。

それでは、資料3-1にお戻りください。

次に、1ページ進みまして、9ページの質問6-39をご覧ください。

植生調査の手法についてですが、コドラートの大きさや調査地点の設置基準について質問しております。これに対して、事業者からは、コドラートの大きさや調査区について、それぞれ群落に応じて検討するとのことでした。

次に、一個下の追加6-50をご覧ください。

こちらは、前回の審議会で白木委員からご指摘のありました上位性注目種の選定及び影響予測の手法に関する質問でございます。これに対して、事業者からは、上位性注目種に関してはオジロワシのみを対象とすることや施設が及ぼす餌生物への影響については採餌適地の推定に含めて評価を実施するとのことでした。

次に、1枚めくっていただいて、10ページの質問6-41をご覧ください。

道では、従前から、景観の影響予測を行う際は、手法としてフォトモンタージュを用いたヒアリング等を行うようにQ&Aで質問しておりますので、今回もフォトモンタージュを用いたヒアリングやアンケートを行う必要がないかを質問しております。これに対して、事業者からは、確定した情報を提示するため、現地調査段階でのアンケート等は行わない意向であるとのことでした。

以上で資料3-1と資料3-2の説明を終了いたします。

また、資料3-3は関係町長の意見ですが、今回の関係町であるせたな町長からは、おおむね妥当であるとして、特段の環境配慮上の意見は提出されませんでしたので、資料3-4の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

こちらは、株式会社ジェイウインドの（仮称）新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書の答申文（案）たたき台となります。

このたたき台については、最近のほかの事業の方法書の答申や、この後、準備書についてご審議をいただきます幌延の更新事業の方法書の答申をベースとしながら、今回の審議経過等も勘案して作成しております。

それでは、順に説明してまいります。

まず、前書きですが、1段落目には事業の特性を、2段落目には区域周辺の特性をまとめており、3段落目では、それらを踏まえ、的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてご説明いたします。

(1)では、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することや、最新の知見や複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的知見に基づいて予測、評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを求めています。

なお、今までは、(1)の最後において、不確実性が大きい環境保全措置等を行う場合

の事後調査について言及していたのですが、現段階は、環境影響評価を行うための調査、予測、評価の方法について検討する方法書であることや、その前の第2段落では科学的根拠に基づいた確実な環境影響の回避、低減を求めているにもかかわらず、その次の段落で不確実性がある場合の措置の話をするというのは、意見のスタンスが揺らぐのではないかということについて事務局内で検討しまして、今回、事後調査については言及しない案とさせていただきます。

(2) では、本事業は更新事業であるため、現在、更新対象の発電所が及ぼしている影響についても把握した上で評価を行うことを求めています。

(3) については、まず、1行目の真ん中辺りに「環境影響評価」という言葉が2回連続して入っておりますが、間違いですので、片方を取っていただけると幸いです。申し訳ございません。

こちらでは、周辺には、せたな大里ウインドファームなどの既設風力発電所や（仮称）檜山エリア洋上風力発電事業などの環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数ありますことから、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(4) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見で、従来どおり積極的な情報提供や丁寧な説明を求めています。

裏に参りまして、(5) は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見で、こちらにも、従来どおり、印刷やダウンロードを可能にすることや縦覧期間終了後も継続的に公表していただくことを求めています。

総括的事項については以上となります。

次に、2の個別的事項に入ります。

こちら(1) から順にご説明いたします。

(1) は、騒音及び振動についてです。

ここは4点ございまして、アでは、区域に近接して住居や特に配慮が必要な施設が存在しますことから、これらへの影響の回避、低減を求めています。

イでは、生活環境への影響については不確実性があるため、風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を求めるとともに、影響が確認された場合の対策についてもこの段階で検討することを求めています。

ウでは、本事業の図書の中で工期が定められておらず、工期の説明が1年目、2年目となっていたことや、周辺に本事業と同様に、瀬棚港を利用する予定の他事業がありますことから、工事時期と利用区域が重複する場合には、資材等の搬出入や建設機械の稼働による累積的影響についても調査、予測、評価を行うことを求めています。

エでは、施設の稼働による騒音について、累積的影響についても調査、予測、評価を行うことを求めています。

(2) は、水質についてです。こちらは、従来と同様に、水の濁りに係る環境保全措置

について、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするを求めています。

(3)は、地形及び地質についてです。

まず、こちらも最初に「事業実施想定区域」とありますが、正しくは「対象事業実施区域」ですので、併せて訂正いたします。申し訳ございませんでした。

こちらでは、重要な地形である瀬棚一川尻海岸と瀬棚段丘がそれぞれ重複しておりますので、それらについて改変を可能な限り避けるなど、影響の回避、低減を求めています。

また、ここは、配慮書の審議の際に白木委員からいただいたご指摘に基づき、3行あるうちの真ん中の「更新対象の瀬棚臨海風力発電所による影響の程度を把握した上で、」という意見を再度付しています。

(4)は、風車の影についてです。

ここは2点ございまして、アでは、騒音と同様に、区域に近接して住居や特に配慮が必要な施設が存在することから、これらへの影響の回避、低減を求めています。また、先ほど資料3-1の質問1-4についてご説明をいたしました。更新対象の瀬棚臨海風力発電所では、風車の影に関して苦情があり、稼働制限を行っていますので、その経緯や保全措置の結果を踏まえることを追加で求めています。

イでは、従来と同様に、影の影響は、時間の長短にかかわらず、人によっては気になることがあるため、配置や構造だけでなく、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することや、累積的影響についても適切に調査、予測、評価するよう求めています。

次に、2枚目にまいります。

(5)は、動物についてです。

こちらは4点ございまして、アは、ほかの事業でもご意見をいただいております哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測、評価が行えるよう、手法、地点、トラップ数などを設定することを求める意見となります。

イは、コウモリ類の調査について、これまでの案件と同様に、専門家等から助言を得ながら風速と飛行状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測、評価を実施することとしております。

ウは、鳥類への影響について、生息及び繁殖やバードストライク、移動経路の阻害等の影響について、専門家等の助言を得ながら適切に調査、予測、評価を実施することとしております。また、こちらについても、質問1-4にあったとおり、オオワシのバードストライクが発生していることや、先ほどの資料3-2のように、区域が一部網羅されていないという状況がありますので、必要に応じて調査地点を追加することやバードストライクが発生していることを踏まえた上で調査を行うという部分を追加してしております。

エでは、本審議会でも委員から飛翔性昆虫への影響についてのご指摘をいただいていたことから、昆虫類等についても例示し、哺乳類や鳥類だけでなく、ほかの種についてもしっかりと調査を行う旨を記載してございます。

(6) は、植物についてです。

こちらは3点ございまして、アは、植生の調査地点について、先ほどの質問6-39のとおり、植生の状況を適切に把握できるよう、現地の植生タイプや面積に応じて適宜追加することのほか、区域の中に植生自然度10の砂丘植生がありますので、当該群落への影響を回避することを求めています。

イでは、従来と同様に、重要種等への配慮について、重要な植物種や植物群落が確認された場合は、生育地及び群落やその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することを求めています。

ウでは、こちらも従来と同様に、外来植物の生育状況の把握や拡散防止対策を求めています。

(7) は、生態系についてです。

こちらは2点ございまして、アでは、従来と同様に、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて適切に選定した上で選定の経緯を準備書に記載することを求めています。

イでは、現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、十分な調査を行うことを求めているほか、先ほどご紹介した追加6-50を踏まえ、餌種に対する施設の存在及び稼働や工事の影響についても評価するよう、文言を追加しています。

紙をめくっていただきまして、裏に参ります。

(8) は、景観についてです。

こちらも2点ございまして、アでは、先ほど質問6-41でご説明しましたように、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施した上で評価を行うことを求めています。なお、Q&Aでのやり取りはありましたが、意見自体は従来のもと同様となっております。

イでは、従来と同様に、フォトモンタージュを作成する際の留意事項や累積的影響について言及しております。

最後に、(9)の廃棄物等についてですが、こちらも、従来と同様に、発生抑制や処分量の把握を通じた適切な調査、予測、評価の実施を求めています。

資料の説明は以上となります。

ご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**先崎委員** 資料3-1の追加6-50の質問と回答についてです。

この質問の意図は、留鳥のオジロワシと、冬鳥のオオワシとオジロワシを区別して評価すべき理由を聞いていると思うのですが、そこからオジロワシのみを対象とするというのは回答としてよく分からないなというところでした。これについての事業者の見解はあるのでしょうか。

○事務局（菅原主任） この質問は、1回目のご審議のときに白木委員からご指摘をいただいたものとなります。

図書の292ページにあります予測の基本的なフロー図に基づいて予測をするのであれば、オジロワシとオオワシを両方やるというのは予測としては変で、これは何で海ワシ類という呼称にしているのかというものでした。これは、オジロワシを見るフローであって、オオワシはそもそもこのフローで見るのに適さないですし、もし、両方を見るのであれば、今、先崎委員からご指摘があったとおり、両方についてちゃんと見られるスキームを出すべきだということだと思います。

ただ、こちらから両方で見なさいという感じで言ったのではなく、最初はこのスキームの不整合の部分について、どちらなのですかというスタンスから入っているということです。

○先崎委員 そうであればよく理解できるのですが、答申文の冒頭と個別的事項の動物のオオワシという文言が幾つかあるところについて、オジロワシと入れてもいいのではないかなと思いました。

○事務局（菅原主任） 答申文（案）たたき台の冒頭にオオワシと出てきていることについてですが、ここは事業者回答にもあったように、オオワシはバードストライクが発生していたので、動物の評価では、オオワシが対象としてメインとなっています。今回、生態系の話で上位性注目種としての選定をするに当たって、どちらとも出すのがいいのか、どちらかに絞ってやるのがいいのかという話ということで、このスキームでやるのであれば、性質の違う2種類を一まとめにしてやるべきではないですよという趣旨なのです。

ただ、今ご指摘があったとおり、動物ではオオワシ、生態系ではオジロワシが表に出てきているということもあるので、特に前書きでは両種を併記するのようにしたいと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 今のお話に関連する点ですが、方法書段階では、留鳥のオジロワシが生息しているかどうかの情報はまだ出ていないのですよね。この方法書をそのまま読めば、今の段階では、オジロワシが繁殖し、そこで留鳥して生息しているということも分からないし、ここに何つがいがいるかも分からないわけです。今さら遅いですし、本来はアドバイザーみたいな人が言ってくれたらよかったです。複数つがいが繁殖していることが分かっておらず、1つがいしかいないということであれば、生態系の上位種として評価するのはあまり適していないと思うのです。ですから、そういうことも含めて検討し、例えば、越冬期のオオワシ、オジロワシと繁殖しているオジロワシとを分けるなど、本来はそういうことを考えてほしかったなと思います。

また、それとも関連することについてです。答申文（案）の（7）の生態系のアに、「注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえて見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、」とありますが、この現地調査というのはいつの段階のことを事務局としては想定しているのでしょうか。

方法書段階の調査であれば、それから選定してしまうともう調査ができないのですよね。ここには「選定の経緯を準備書に記載すること。」とあるので、このままでは、方法書段階で現地調査をして、それから選定すると読めてしまうのです。ここで調査をし終わってから選定して、餌種などの調査をするということができなくなってしまうので、アについては、いつの段階の現地調査なのかをまず明確にする必要があるのではないかなと思います。

それから、イについても気になった点があります。「動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を行うこと。」とあるのですが、「地域の生態系の特徴に留意し、各栄養段階の」となると、注目種との関連性ははっきりしないというか、何を調査しろと言っているのかがよく分からないのです。言いたいことというのは、恐らく、生息する生態系の中で、注目種と直接的あるいは間接的にでも関連を持つような各栄養段階の動物種や植物の植生を選定して調査を行うという意味ではないかなと想像するので、それがきちんと明確になるような文章に書き直したほうがいいのではないかなと思います。

それから、その下に「各栄養段階の餌種に対する」とありますが、各栄養段階の餌種というのは、必ずしも直接的な注目種の餌種ではなく、餌種の餌種とか、餌種の生息する生息環境であったりするので、この書きぶりも少し変える必要があるのではないかなと思いました。

○事務局（菅原主任） まず、アについてですが、これは、生態系の現地調査を行うときに、今、白木委員からご指摘があったとおり、現地に本当に複数つがいがいるのかどうかを踏まえながら、そのままつがいがいませんでしたと突っ走らないよという意味合いです。準備書の段階でも、調査の結果をちゃんと評価し、生態系の選定をした上でどういう影響になるかという調査まで全部するのですけれども、そのときに、方法書にこう書いたからといって、現地調査の結果、それが適していない状況だったにもかかわらず、そのままやるのではなくて、現地調査の結果、こういう状況であったため、それを踏まえてこういう種を選定し、評価を進めますという形で記載せよというような意味合いになります。

○白木委員 そうであれば、表記を変えたほうがいいのかもかもしれませんね。

○事務局（菅原主任） その場合は、「現地調査の」の前に何かの修飾をつけるようなイメージですか。

○白木委員 現地調査が何を意味しているのかがよく分からないのです。例えば、ホオジロなども出ているわけではないですか。それも含めて検討をし直すことになるかと、かなりいろいろなところを変えなければいけないのですよ。餌資源の調査というのは、注目種を変えてしまうとやり直しが利かなくなってしまうので、明確に伝わるような書きぶりに変えたほうがいいと思います。

例えば、海ワシ類の今のお話だけに言及するのであれば、ホオジロ類に関してではなくて、海ワシ類だけに特定して言うということであれば、もう少しそれを具体的に書くほう

がいいのではないかとということです。

○事務局（菅原主任） アとイについてご指摘をいただきましたので、全体を踏まえて文章を検討させていただき、また改めてご相談させていただければと思います。

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○大原委員 （５）のエのところ昆虫類等についても適切に調査、予測及び評価を実施することという文章があるのですが、事業者は、Q&Aの質問６－３５と追加６－４８において、昆虫は影響を評価することが難しい、調査の対象外とする予定だと答えていますので、向こうは、やらない、あるいは、評価できないということなのですね。ただ、こちらからはエで実施することをお願いしていて、できません、やってくださいというやり取りをしているように何となく思えるのですが、ここはこういう書きぶりになるのでしょうか。

○事務局（菅原主任） エについては、重要な種の生息情報があることから、適切に調査、予測及び評価を実施することとなっておりますが、今ご指摘いただいたQの追加６－４８のほうは、いわゆるバードストライク、バットストライクにひもづけて、委員からご指摘いただいた風車への衝突の影響のことに限っているのです。しかし、図書で扱う影響は、それだけではなく、地面の改変とか、そういうところも重要種としてここに生息していて、改変域としてどんなものかというような話もございますので、そういう全体を含めたものとなっております。

ですから、個別の手法といいますか、飛翔性昆虫が風車に数多く衝突しているという事例に対して、事業者は、それについて調査は難しいという回答を確かにされていますし、我々がわざわざ昆虫類を出して言っている意図というのは、こういう経緯を踏まえてのことではあるのですけれども、ここで言っている調査云々というのは、別に風車に衝突している量とか、そういうものだけではないということです。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、今、ご審議をいただきました（仮称）新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書の答申文（案）たたき台については、事務局からあった２か所の誤植の訂正を抜きにして、（５）の動物のウ及び（７）の生態系のいずれか、あるいは、両方を検討することになりますが、そこにオジロワシ等を明示的に入れるかどうかを検討し、文章を修正すること、（７）の生態系は、全文と言ってもいいかもしれませんが、アについては、どういう現地調査なのかが不明瞭なので、分かりやすく直すことを検討すること、イにつきましても、注目種を中心に調査することが分かるように直すこと、及び、その下の「また、」以降の文に関しても、上に合わせてより明示的に修正したほうが説得力があるという意見がありましたので、それに基づき修正したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、そのように進めます。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事(4)に移ります。

本日が1回目の審議となります幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。この議事につきましては、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議が終了後、希少種保全の観点から非公開の場を設けて審議を行うこととしたいと思います。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

それではまず、事務局から、事業概要等の説明及び一般意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局(川村係長)** 初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業は、平成15年に運転を開始した幌延町のオトンルイ風力発電所の建て替えを行うものとしまして、配慮書については平成30年度、方法書については令和元年度から2年度にかけてご審議をいただき、配慮書については平成31年4月、方法書については令和2年5月に知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書については、事業者による縦覧、公表が2月15日から3月16日まで実施され、当審議会への諮問は2月21日付とさせていただいたところ です。

それでは、事業の概要を説明させていただきます。

本事業の図書は2冊に分かれておりますが、まず、2分冊の1からご覧いただきたい と思います。

事業者は、表紙にありますとおり、幌延風力発電株式会社です。

次に、4ページをご覧ください。

設置予定の発電所の出力は2万1,000キロワットと既設と変わりませんが、単機出力が既設の5倍以上となる4,200キロワットの風車を5基設置する計画であり、設置基数は既設の28基から大幅に減少する計画となっております。

右の5ページに対象事業実施区域の位置図がありますが、1枚めくっていただきまして、7ページには配置図が示されており、対象事業実施区域の面積は約85ヘクタール、そのうち、改変面積は2.1ヘクタールとなっております。

次に、3枚めくっていただきまして、13ページをご覧ください。

工事工程の記載がございしますが、来年の春に着工し、工事期間は約2年と想定されておりまして、撤去工事を行いながら更新工事を同時に進めていく計画とされています。

次に、34ページをご覧ください。

風力発電機の概要について記載されておりますが、風車の外径については、図のとおり、ローター直径が117メートル、地上からの高さが142.5メートルと、既存に比べて40メートル以上高くなる計画とされています。

次に、4枚めくっていただきまして、42ページをご覧ください。

西側の海岸沿いの①が建て替えを計画しているオトンルイ風力発電所の位置を示しており、本事業実施区域周辺には多数の風力発電事業があり、鳥類等への累積的な影響が懸念されているところです。

次に、動物に関してですが、70ページをご覧ください。

動物の重要な生息地の位置を示した図ですが、対象事業実施区域の周辺には、注目すべき生息地として、鳥獣保護区を含む稚咲内海岸砂丘やサロベツ原野のほか、鳥類の集結地である天塩川があり、また、対象事業実施区域及びその周囲にはKBAが存在しています。

次に、82ページをご覧ください。

こちらはEADASのセンシティブティマップによる注意喚起メッシュのレベルについてですが、対象事業実施区域を含むメッシュはA3と高いものとなっています。

次に、86ページをご覧ください。

こちらは、既設風力発電所における令和3年7月までの衝突事故の記録をまとめたものになります。これまでに4例が発見されており、いずれも風車のブレードとの衝突により死亡したものと推察されています。

次に、植生に関してですが、91ページをご覧ください。

対象事業実施区域につきましては、その一部に植生自然度9に該当するミズナラ群落が存在しております。

次に、112ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点や日常的な視点場の分布を示した図ですが、対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点としてサロベツ原野駐車公園などの9地点、日常的な視点場として国道232号の1地点が存在しています。

次に、社会的状況に関してですが、139ページをご覧ください。

こちらは、対象事業実施区域と環境保全について、配慮が特に必要な施設との位置関係を示した図ですが、最も近い住宅までは約3.7キロメートル、北海道天塩高等学校までは約7.5キロメートル、福祉施設である幌延町立北星園までは約9.8キロメートル離れています。

ここからは、第10章の環境影響評価の結果に移りたいと思います。

439ページ、440ページをご覧ください。

こちらには、施設の稼働に伴う騒音の予測結果について記載されております。表にあるとおり、残留騒音と風力発電機寄与値の合成値については、残留騒音からの増加分が0デシベルから3デシベルとなっておりまして、いずれの季節においても、昼間、夜間とも指針値を下回ると予測されています。

次に、507ページをご覧ください。

現地調査での哺乳類の確認状況について記載された表となりますが、表にあるとおり、23種が確認されておりまして、重要な種としましては、コウモリ類などの7種が確認されています。

次に、577ページをご覧ください。

現地調査での希少猛禽類の確認状況について示した表ですが、このうち、オジロワシ、チュウヒ、オオワシが比較的多く確認されています。

次に、584ページをご覧ください。

こちらはオジロワシのつがいの分布状況となっております、1枚めくっていただき、586ページには、チュウヒについて同じように図が示されています。こちらでは営巣地が図示されていますが、図に示されている情報については種の保護の観点から非公開とされているところです。

次に、611ページをご覧ください。

こちらはバットストライクとバードストライクの調査の結果について示された表ですが、31例が確認されておりまして、そのうちの2例はヒナコウモリとなっております。

次に、2分冊の2の図書に移りたいと思います。

まず、1022ページをご覧ください。

この図書の中では、鳥類の重要な種の影響予測結果として年間予測衝突数が示されていますが、この中でも、オジロワシにつきましては、新設の予測結果が既設に比べて減少するものの、新設において合計が0.5411と、ほかの種に比べると比較的高い値となっているところでございます。

次に、1146ページをご覧ください。

こちらは植物に関する調査結果ですが、現地調査における重要な植物の確認状況につきましては、表に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周辺において15種が確認されているところです。

次に、1359ページをご覧ください。

景観に関してですが、ページの上部にはサロベツ原野駐車公園からの眺望景観の現況写真とフォトモンタージュによる景観の予測結果が、ページの下部にはこれらの写真を提示して行ったアンケートの結果が示されています。

事業概要の説明については以上とさせていただきます。

続いて、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料4-1をご用意ください。

こちらは、事業者から送付があった本準備書への一般からの意見の概要と事業者の見解を記載した資料です。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

図書の縦覧につきましては、北海道新聞や日刊宗谷、日刊留萌に掲載する等により周知

されております。

2 ページに行きまして、縦覧に関してですが、宗谷総合振興局や関係町の施設において、公告日の2月15日から1か月間実施され、縦覧者数は延べ7名とのことです。また、インターネットの利用による公表については、事業者のウェブサイトを通じて実施されております。

3 ページに行きまして、準備書説明会についてですが、会場を幌延深地層研究センター国際交流施設として4回開催されておりました、延べ7名の参加があったとのことです。

4 ページに行きまして、意見の募集についてですが、縦覧を開始した2月15日から3月31日まで行われておりました、合計で2通の意見書が提出され、意見は8件あったとのことです。

5 ページ以降にその意見の概要と事業者の見解が示されておりますが、時間の関係もありますので、主なものを抜粋してご説明いたします。

まず、意見の1番ですが、更新により風車が大きくなることで、騒音、超低周波、振動が増大することが懸念されるとの意見に対して、事業者の見解では、騒音の寄与値は減少すると予測されること、超低周波音によるがたつき等は不快にならない程度であると考えているとされています。

次に、景観について、7ページの意見の5番ですが、まず、風車が大型化することにより、これまでより遠くからでも風車が大きく見えることになり、景観への影響が懸念されるとの意見に対し、事業者の見解では、1基ごとの隙間が空くことで密集した印象にならないため、景観への影響は小さいと考えているとされております。

また、垂直見込み角による評価では、水平方向にもすばらしい景色を持つサロベツ地域の景観の価値を適切に評価することができないのではないかという意見も出されておりますが、事業者の見解としては、3段落目にありますように、水平的景観については、景観の専門家の意見を反映し、垂直見込み角と併せて検討しており、影響は小さいと判断しているとされています。

最後に、動物について、8ページの意見の6番ですが、まず、希少猛禽類に対する飛翔状況に関する事後調査に関して、最低でも月に3回は行うべきとの意見に対し、事業者の見解では、現況調査と比較する必要があるため、現況調査と同様に月1回の調査を行う計画としているとされております。

また、ガン・ハクチョウ類や小鳥類の渡りへの影響を懸念する意見に対して、事業者の見解では、ガン・ハクチョウ類については、年間予測衝突数が少なくなると予測していること、小鳥類については、衝突防止対策に係る情報収集を行っており、採用の可否について慎重に検討しているとされています。

資料4-1については以上となります。

続いて、資料4-2及び資料4-3をご用意ください。

ここからは、1次質問とその事業者回答の説明に移ります。基本的に資料4-2より抜

粹して説明させていただきますので、資料4-3は、適宜ご参照をお願いしたいと思いません。

初めに、7ページの質問12-17をご覧ください。

こちらは、対象事業実施区域内の個体数及び高度Mの飛翔割合が共に100%となっている渡り鳥の種について、バードストライクが発生する可能性が高いと考えられることから、防止対策等について尋ねております。これに対して、事業者からは、ブレードの塗装などを行うと視認性が高くなり、バードストライクの発生数を削減できるとの知見もあるが、景観に大きな影響を与える可能性があることから慎重に検討が必要と考えているとのことです。

次に、同じページの一番下にあります質問12-28をご覧ください。

衝突数の予測に関しまして、オジロワシ及びチュウヒの衝突数推定は特に重要であり、影響を低減するために風車配置の検討が必要であると考えられることから、対象事業実施区域及びその周辺の衝突推定結果を地図上に表した上で配置の検討結果を示すことはできないかを尋ねております。これに対して、事業者からは、年間予測衝突数についてのメッシュ図が示されております。この図は、資料4-3の60ページから63ページに示されているところです。

次に、9ページの質問13-5をご覧ください。

こちらは、植生自然度の高い植物群落に対する回避・低減措置への対応について尋ねております。これに対して、事業者からは、改変区域に含まれるミズナラ群落を除く群落は土地改変後に成立した群落であるため、仮設時による一時的な改変であり、事業終了後は比高を大きく変えずに砂地に戻すことで植生が回復すると見込んでいる、また、ミズナラ群落については不要な伐採は行わないことで実行可能な範囲内で影響の回避、低減を図るとのことです。

次に、10ページの質問15-8をご覧ください。

こちらは、アンケートに用いた水平的景観におけるパターン1からパターン4のフォトモンタージュについて確認をしております。これに対して、事業者からは、新たにフォトモンタージュが示されております。こちらは、資料4-3の73ページから76ページに示されているところです。

次に、同じページの質問15-12をご覧ください。

新設の風車が大型化する計画ですが、フォトモンタージュでは大型化する印象を受けないことから、その作成手法について尋ねております。これに対して、事業者からは、風車がより遠い場所に設置されるため、フォトモンタージュとしては見え方に大きな差は生じていないとのことです。眺望点であるサロベツ原野駐車公園と各風車の位置関係等については、資料4-3の78ページにおいて新たに図で示されております。

最後に、12ページの質問19-1をご覧ください。

バットストライクとバードストライクの事後調査計画に関して、期間や手法は本事業で

明らかになっている持ち去り率等から見て適切であると考えかを尋ねております。これに対して、事業者からは、環境省のマニュアルに従って設定しているとのことであり、他事業では月4回実施するよう経済産業省から指導があるが、今後、経済産業省との協議を踏まえて検討するとのことです。

以上で説明を終わらせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には、この後、2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。お忙しいところ、期限が短くて恐縮ですが、他の案件と同様に、来週の30日月曜日の午前中までに事務局へ送付をお願いしたいと考えておりますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**先崎委員** 1次質問の質問14-4の事業者回答のところですが。チュウヒのバードストライク、衝突事例について、ドイツで1例のみと書いていますが、ドイツにチュウヒはいないので、多分、ヨーロッパチュウヒの間違いなのではないかと思えます。

○**事務局（川村係長）** 2次質問で対応させていただきます。

○**先崎委員** また、その上の質問14-3についてですが、今回、基数は減るものの、風車自体は大きくなるのですよね。でも、実際に大きくなった風車に、チュウヒだけではないですけれども、鳥がどうやって反応するのかというのはあまり検討されていないような印象でした。回避することなく利用すると考えていると書いているのですが、今の小さい風車に対する行動からそこまで言えるのか、何か見解はあるのでしょうか。

○**事務局（川村係長）** 事業者の見解につきましては、2次質問で対応させていただきますと思います。

○**露崎会長** ほかにご質問やご意見はございませんか。

○**押田委員** そもそもところで確認をさせていただきます。既設のものと更新するものがある、更新するものが5基でこのサイズになるということですが、やっぱり、既設のものでこうだったから、この点を改善して、更新するものではこうするという分かりやすい一言があるとすごくいいなという気がしています。いいかげんな質問で恐縮ですが、更新するものの高さは最終的にどのぐらいで、既設のものの高さはどのぐらいなのでしょう。

○**事務局（川村係長）** まず、準備書の1冊目の34ページの表2. 2-9に既設と新設の風力発電機の概要を比較したものが示されておりまして、ブレードの上段までの高さでいくと、40メートル以上高くなります。

ただ、一番最初におっしゃられていたように、既設のものから新設のものに変更するに当たって、環境の影響をどのように捉えた結果、この計画になったのかを端的に示されているところがぱっと出てきません。

○事務局（石井課長補佐） その考え方については確かに図書には書かれていないのですが、この計画は、そもそも、系統への接続ということもあって、発電所の総出力は2万1,000キロワットのまま変わらないという前提がございます。その中で、発電機の単機出力が今回は750キロワットから4,200キロワットに大型化されていますが、それは現在の機械の生産状況によるもので、少なくとも大手メーカーでは小さいものがつくられておらず、大きいものを導入するのが経済的にも一番合理的であり、その結果、28基から5基になったと聞いております。

○押田委員 分かりました。人間の経済的な都合だけでこうなりましたというのはすごく寂しい気がしますね。ソフトエネルギーを扱っていく上では、更新というのは、多分、今後、何十年先、何百年先と永久に起こることだと思えるのですよね。そういうときには、これでは状況がよくなかった、実際にバードストライクがこれだけ起きてしまった、低いものではコウモリがこんなにやられてしまったので、高いものにしましたという説明があったほうが良いと思います。ずらっと並んでしまって景観が非常によくなかったところを今回はよくしましたという雰囲気の説明は見て取れたので、何かを更新するときには、経済的な問題でこうしましたということだけでなく、これを無理につけられても困るのですけれども、きちんとした説明を自然につけるような工夫をしていただけるといいのではないかなという気がするのですよね。

やはり、新しく更新するからには、改善、改革という気持ちを持っていただきたいと思うので、今回、20基から5基にした中で、こういう効果があるのではないかということが見て取れるデータがもしあればお示しいただけるといいなと思いました。これ以上言っても仕方がないので、取りあえず僕の意見として申し上げておきたいと思います。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 Q&Aの質問12-29のオジロワシの衝突事故に対する予測についてです。

これはオジロワシに関することだけではないと思いますが、例えば、質問事項として、実際には3分の1以下の2例の衝突事例が確認されていて、特に③で持ち去り等により過小に見ている可能性はないのでしょうかと聞いていますよね。そして、その回答として、86ページに例を挙げて、18年間、調査を毎日行った結果、オジロワシが2羽、トンビが1羽、ウミネコが1羽の4例が見つかっただけだと書かれています。

まず、この点についてですが、事業者では、別途、死骸調査を行っておりますよね。図書の611ページに事業者が29回行った調査結果が載っていますが、ここでは29回の調査で31例の死骸が確認されています。事業者回答には、18年間、荒天時以外はほぼ毎日調査を行っているけれども、4例しかなかったとありますが、事業者が集中調査を行った結果、これだけの数が出てきているわけです。これは、集中調査を行った期間になぜか多くの死骸が見つかったのか、それとも調査の仕方に違いがあるのか、つまり、点検では多くの個体を見逃している可能性があるのかといった点について、事業者の見解を伺い

たいと思います。

③にオジロワシは持ち去られないと書かれていますが、オジロワシはキツネに持ち去られてなくなります。こういった事例は論文等にも書かれておりますので、そういったものを参照して評価されるとよいと思います。

○**露崎会長** 白木委員、今のご発言は意見及び2次質問につながるものと解釈してよろしいですか。

○**白木委員** お願いします。

○**露崎会長** ほかにご質問やご意見等をいただく前に事務局から連絡があるそうです。

○**事務局(石井課長補佐)** 事務局から委員の皆様へ一つ質問したいことがございまして、衝突の評価についてです。

準備書についての意見の概要と事業者の見解でも触れられているのですが、今回、オジロワシとチュウヒの風車への衝突については確率で論じられています。確率で言うと非常に低いのですが、ヒガラという小鳥については、何せ確認数が非常に多かったため、衝突数の絶対値が非常に大きいものとなっております。これは1056ページに数字が入っておりまして、資料4-1の8ページの質問12-33でこちらから事業者に質問をしているのですが、事業者からは、希少種のように個体数が少ない種とそもそも個体数の多い種は単純に衝突数で比較することはできない、確率が0.01%未満と少ないことから影響は小さいと考えているという回答が来ているのですね。

そこで、確率が低くても絶対数が大きいものについてはどのような影響評価を考えればよろしいのか、何かお知恵がありましたらお聞かせ願いたいと思っておりますが、いかがですか。

○**露崎会長** 今すぐに返事が可能な委員はおりますでしょうか。白木委員はずっと手を挙げているのでしょうか、それとも、これに対する回答でしょうか。

○**白木委員** 違います。別の質問があったので、挙げていました。

○**露崎会長** それでは、先崎委員、お願いします。

○**先崎委員** これについて質問をしてもいいですか。確率の計算の仕方についてあまり理解できていないのですが、これは1個体が年間どのくらい当たるかという値なのでしょう。球体モデルや環境省モデルが出してくる値というのは、どういうデータから計算されており、何を意味するのかというところをまず教えていただければと思います。

○**事務局(石井課長補佐)** これはかなり根本的なところですが、1基ごとだったのか、この場合で言うと、5基全体で評価しているのかが私も把握できておりませんでした。たしか、1基ごとで、1年間で何羽がぶつかるのかという評価だったと記憶しております。球体ということなので、回転部位であるブレードが水平方向と垂直方向で球を描いた範囲の評価というふうに記憶しております。

○**先崎委員** データというのは、数時間なのか、数日なのかは分かりませんが、そうした調査で、高度Mを飛んでいる鳥を見て、その距離から1基当たりの衝突個体数を予

測しているのですか。ちゃんと年間の衝突数までを言っているのでしょうか。

○事務局（菅原主任） 環境省モデルと球体モデルのそれぞれがあって、それに従って計算をしております。図書の970ページからは環境省モデルでの算出方法が、973ページには球体モデルでの算出方法が載っています。

○先崎委員 長引いてしまうので、やめますが、先ほどの質問に関する私なりの考えです。

やっぱり衝突数が多いとなると問題が大きいような気がするので、影響を回避するとなれば、幾つかの建設位置なりを考えてみて、衝突数が少なくなるような場所を選ぶというのがリーズナブルなやり方なのではないかなと感じます。

○露崎会長 モデルは後ほどということで、大筋はよろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） はい。

○露崎会長 白木委員、お願いします。

○白木委員 その前の段階での質問なのですが、よろしいですか。

○露崎会長 どの段階か分かりませんが、どうぞ。

○白木委員 石井課長補佐からの質問の前に質問すべき、この件に関する質問なのです。Q&Aのどこだったかは忘れましたが、影響の大きい、衝突率の高い風車を示すためにメッシュで示せということを示し、その資料をつくっていただいていたよね。ただ、これはメッシュでつくってもらっただけで終わりではなく、その中で赤いところというのは回避すべきではないかと私は思うのです。影響が大きいところに関しては、本来、場所を変える等の検討をしていただきたいのですが、事業者ではどのように考えているのかを伺いたいと思います。

また、一般鳥類など、母数の大きいものとかで衝突率が高くなっていることについては、例えば、生態系の中でチュウヒの餌種というか、狩場環境の変化によってどういう影響があるかという評価はされていますが、餌自体が衝突することでどういう影響があるかというような評価はないのですよね。ですから、鳥類の個体群としての影響もありますけれども、上位種から見た影響もこの中に入れて検討されたいのではないかなと思いました。

○露崎会長 今のご意見は2次質問に書けますよね。

○事務局（石井課長補佐） はい。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ここで非公開審議について確認をしたいと思います。委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見等がありましたら、オンライン上でも会場でも挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 挙手をされる方はございませんでしたので、非公開審議はなしとします。

続きまして、議事（5）から（7）に移りたいのですが、ここで10分間の休憩を入れさせていただきます。4時25分に始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[休 憩]

○**露崎会長** 時間となりましたので、引き続き、議事（５）から（７）の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局から紹介と説明があるそうですので、よろしくお願ひします。

○**事務局（石井課長補佐）** これからの３件の議事は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの案件でございます。今日は、前回の審議会で決まりましたように、事業者にご出席を依頼したところ、ご快諾をいただきました。どうもありがとうございます。

本日は、会場に８名の方が、また、オンラインでは３回線でご参加をいただいております。特にオンラインでご参加の方については、不手際があるかもしれませんが、なるべくきちんと対処したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

[事業者は入室する]

○**露崎会長** それでは、まず初めに、宗谷管内風力発電事業、留萌北部（沿岸）広域風力発電事業、抜海・豊田風力発電事業の三つの事業の配慮書につきまして、この審議の冒頭に事務局から説明がありましたとおり、委員と事業者とで質疑応答を行います。

まず、本日欠席の石井委員から事前に質問が届いておりますので、事務局から代読をお願ひいたします。

○**事務局（菅原主任）** それでは、石井委員からの質問を代読いたします。

宗谷管内風力発電事業及び抜海・豊田風力発電事業についてで、宗谷管内のQ&Aでは質問２－２、抜海・豊田のQ&Aでは質問１－５に関する質問となります。

それでは、質問内容を読み上げます。

一体の事業の定義が曖昧であることは理解するが、なぜ距離で判断しているのか、同様に宗谷管内風力発電事業で計画の複数の発電所の距離が10.4キロメートル以上であれば、別の事業であると判断するのか、発電所の位置や、具体的な調査や工事の日程については、正確には分からないまでも、月単位での想定については回答できるはずである、このような曖昧な事業計画は一体の事業であるかどうかという議論以前の問題であると思うが、いかがでしょうか。

また、事業者は、どのような解釈で一連性があると判断されているのか、この参考資料に基づいて説明すべきであると考えます。

以上になります。

○**露崎会長** 回答をよろしくお願ひします。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 株式会社ユーラスエナジーホールディングスの松島と申します。

ご質問に対する回答ですが、経済産業省様より太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方というのが令和3年9月28日に指針として出されました。その中には、一連性があるかどうかの判断基準として、距離的に近いかどうか、同じ事業者が管理するのか、設備や変電所の結合性がどうなっているのか、同じ工事であるかなど、多岐にわたる項目がありまして、現時点で言えるものとしては、物理的な距離、近接性になってくるのかなと思います。

その考え方の中では、風車のローター径の10倍程度が離れていれば近接ではないだろうという目安が書かれておりまして、今回はその距離に着目しております。今回の作業予定の風車のブレード長が120メートルから160メートルということでありまして、3案件のそれぞれの事業実施区域の離隔距離は、宗谷管内と抜海・豊田では10キロメートル程度、抜海・豊田と留萌北部では21キロメートル程度、宗谷管内と留萌北部では5キロメートル程度と、いずれもローター径の10倍より離れていることから、事業者としては別の事業と判断したところ です。

なお、これは事業者独自の判断ではなく、事前に経済産業省様や環境省様とも協議をしております。我々が考える考え方についてはご理解をいただいております。

また、月単位の工事工程等につきましては、現状、区域が広大であることの理由の中に、風況測定の結果だとか施工計画が固まっていないということで、それはQ&Aの別の質問でもご回答させていただいたのですけれども、今の段階では、詳細設計や基本設計を終えていけませんので、詳細にお示しすることはなかなか難しい状況でございます。

○**露崎会長** 今の件に関連する質問等や、それ以外でも構いませんので、ほかの委員の方からよろしくをお願いします。

○**先崎委員** であれば、宗谷管内風力発電事業は、10キロメートル以内に必ず五つの発電所が建つという理解でよろしいですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 10キロメートル以内というのは……。

○**先崎委員** 10倍とおっしゃっていたのですけれども、一体とみなせないくらいの距離、間隔しか取らずに五つの発電所が建つということですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 今の段階で、例えば、宗谷管内と抜海・豊田の事業実施想定区域の離隔距離は10.4キロメートルとなるのですが、ご質問の意味はそれ以上近づくのか遠ざかるのかということですか。

○**先崎委員** 宗谷管内風力発電事業は五つの発電所を同じものだとみなして実施されるわけですよ。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** そのとおりです。

○**先崎委員** 発電所間の距離は別なものだとみなせないくらいしか空かないのかという質問になります。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** そこに一連性があるかどうかの

基準というのは、冒頭にも申し上げたように、物理的な距離だけではなく、同じ事業者が管理しているかどうか、設備の結合性、連系点が一緒かどうか、また、工事が時期的なものも含めて一緒かどうか、同じ業者に発注するかしないかなど、いろいろな項目をもって一連性があるかないかを国で判断することになっているのです。ただ、現時点で事業者として回答できる要素としては物理的な距離しかないということで、宗谷管内について言えば、今回、一つの事業の中に5発電所程度を建設させていただきたいというところはお理解のとおりです。

○**露崎会長** 今、発電所の関係について幾つか質問が出ているような気がしますが、それ以外でも構いませんし、短い時間ですので、今のうちに挙手をお願いいたします。

私からも幾つか質問があるのですが、ユーラスエナジーと道北エナジーという企業間の関係はどうなっているのですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** 株式会社ユーラスエナジーホールディングスの札幌支店長と稚内支店長を兼任しています加藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず、道北エナジーでは、今、既に建設に至っており、私どもとして道北Ⅰ期事業と称しているものが6案件ございまして、具体的には、浜里、芦川……

○**露崎会長** そこは大丈夫ですので、短くお願いします。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** すみません。その6案件は、もともと道北エナジーという会社で環境影響評価の手続を進めておりまして、最初はほかにも並行して進めていた案件があったのですが、結果的に建設に至ったのが6案件ということで、取り残された事業が幾つかございます。

その取り残された事業については、アセス手続をある程度進めておるのですけれども、今回新たにアセス手続を始めた事業とそれら取り残された事業は、建設時点では、同じ時期的に、あるいは、電力系統への接続方法などの点で類似点を持つような事業として進める可能性がありますので、その残された事業と今回の事業とはそういった関係になります。

○**露崎会長** 会社としては、例えば、どちらかが親会社という関係ではないですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** 申し遅れました。道北エナジーは、現時点では私ども（株）ユーラスエナジーホールディングスがほとんど出資している会社でございます。

○**露崎会長** 場合によっては、ほぼ同じ会社と認識してよいということですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** そのように認識して結構です。

○**露崎会長** 実は、今、樺岡風力発電事業の準備書を見ていたのですが、それが道北エナジーとなっていたので、そこを確認したかったのです。実際はユーラスエナジーがやっていると考えてよいということですね。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** 実は、当初、道北エナジーで進めておった一連の事業のうち、建設に至った6案件だけは道北風力という別の会社に事業

権益を移管しておりますので、樺岡については道北風力として建設中になっていまして、残った案件は道北エナジーのままということです。

○**露崎会長** 別だと言われるのでしたら、一応、参考になってしまうのですが、樺岡の準備書のところで、道知事意見の総論のところ、このような巨大な計画は国内に類例がなく、これらの事業が全体として地域の環境に与える累積的な影響は極めて大きなものになることが懸念されるとあるのですね。この段階で「このような巨大な計画」とされていますが、今回はそれにも増して巨大なので、今までと同じような環境影響評価の仕方では抽出できないような環境問題が出てくる可能性は多々あると思うのです。その対応についてはどの程度考えられているのですか。つまり、今までと全く同じやり方でやってオーケーとは思わないという意味です。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 確かに、配慮書段階の事業実施想定区域が国内でも類を見ないほどに広いエリアになっていることは我々も認識しております。ただ、樺岡のときは一つの配慮書があって、準備書段階では、その中から樺岡と川西などのいろいろな事業に分冊していくようなステップになっていたかと思います。そうやって見てみると、最初の配慮書のエリアの広さよりかは、一つ一つの準備書の事業実施区域のエリアについて環境影響の観点からかなり絞り込みを行い、最終的な建設まで至っているという認識しております。

ですから、今回につきましても今の配慮書段階の事業実施想定区域の全域に万遍なく風車を建てるということは我々も当然考えてございません。今後、現地調査や設計を行っていくに当たってより絞り込まれていきますので、現段階での事業実施想定区域の全てで改変行為を行うということではないとご理解をいただければと思います。

○**露崎会長** そうであると思っていますし、予定基数などを見たら、やっぱり今までの中でも巨大ではないですか。今の言い方だと、今までと同じでいいというようなことですよ。要するに、環境影響評価の調査については今までと同じなのか、大きくなった分、新たに何か考えているのかを知りたいのです。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** まだ配慮書の段階ですので、現地調査計画については詳細に検討できていないのですが、今後、方法書においてその手法論をお示しさせていただきます。

その手法につきましては、当然、風車が建つ範囲や輸送路として改変する道路のエリア、土捨て場など、いわゆる工事を行うエリアの環境影響を万遍なく把握できるような調査計画を検討し、立案させていただきます。区域が広いからといって、例えば、コストダウンして少し効率化して、漏れがある調査計画を立案してしまうということは決してないように、それに相当する人数をかけて調査を実施させていただこうと思っていますし、また、道内の動植物相に精通する専門家の方々にヒアリングを行いつつやってまいりたいと思います。

また、先ほどおっしゃられました累積的影響というのは、複数の事業の相まった影響の

ことと認識しております。例えば、A社、B社、C社というふうに違う事業者が複数の発電所をつくる場合には、事業者間のデータのやり取りなど、累積的影響の評価がなかなかしづらかった面が過去にもあったと思いますが、今回、我々が宗谷管内において5か所の発電所を最後までつくれたとしたら、同じ会社間ですので、当然、これまでよりもスムーズに累積的影響の評価ができるものと考えております。

○**露崎会長** 先崎委員からお願いします。ほかの委員からも発言がありましたら、途中でも挙手をしてください。

○**先崎委員** 累積的影響について、今、1事業で5発電所であれば評価しやすいとおっしゃっていたのですが、累積的影響というのは、加算的なものだけでなく、相乗的に影響するものもあると思います。ですから、具体的にどうやって累積的影響を評価するのかというところまで現段階で分かっていないと5発電所を1事業としてやる利点はないと思うのですが、具体的にどのように複雑な累積的影響を評価されるのか、お教えいただきたいと思います。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 利点については、審議会の委員の方々にはご理解をいただけないところかもしれませんが、事業者が違う場合、例えば、騒音の累積的影響の評価をしたいので、御社が設置予定の風車のデシベルのデータを下さいと他事業者に依頼しても、これは社外秘の情報なので、開示しませんと言ってくるような事業者も中にはいらっしゃいまして、後発の事業者が累積的影響の評価をしたくてもできない例が全国的にもありました。同じ会社であれば、そういうしがらみやデメリットは一切ございませんので、スムーズな予測ができるということがメリットと考えています。

○**先崎委員** ただ、宗谷管内に関しては、同じ事業者ですから、5発電所に分けても変わらないわけですね。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** 1案件を単独の事業として、今回であれば11件を別々の図書にできない理由についてです。私どもとしても、可能であれば、従来どおり別の図書としたほうが進めやすいわけですが、昨年9月の環境省の指針で一連性のあるものについては一つの図書として手続を進めなさいということが示されたわけでございます。これは、ばらで進めていった後に一連性があると認められた場合には一連の図書として配慮書からやり直せという制度なのですよね。それであるにもかかわらず、一連性の基準がかなり曖昧にしかお示しいただけないという意味では事業者としては非常に恐ろしい制度になっているわけございまして、やむを得ず一連性があると認められる可能性が高そうなものについてはグループにまとめて手続を始めさせていただいたとご理解をいただければと思います。

○**先崎委員** それは理解できるのですが、具体的にどうやって累積的影響を評価するのかという点に関してはまだお答えいただけていないと思いますので、お願いします。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 先ほど道北I期事業と申しました樺岡、川西、川南等々のアセス手続をやらせていただいた際も、主に鳥類の渡りに関す

る累積的影響についてかなりご心配のご意見をいただいたところでございます。その対応としまして、我々は、専門家の先生にも入っていただき、道北鳥類協議会というものを立ち上げて、事業実施前と実施後の環境保全措置の在り方、事後調査の手法論等についてご意見をいただきながら進めさせていただいております。今は鳥類を例に挙げましたけれども、道北の宗谷管内、留萌北部、抜海・豊田の複合的な影響についても、場合によっては専門家の方々に構成される協議会を立ち上げ、対応させていただくことも視野に入れております。

○先崎委員 ということは、今の段階では累積的影響の評価方法については具体的に考えておられないということでしょうか。一体となって事業を評価するけれども、具体的にどうやるかはこれから考えるため、現時点では分からないことですね。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） そうですね。理由としましては、我々はまだ文献調査の情報しか持っていないということがあります。当然、文献調査の中で得られる情報もあるだろうというお考えもあるかと思いますが、誤った予測や評価をしないためにも、現地調査を終えて、その結果に基づく評価を考えていきたいということです。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 今回の事業実施区域は非常に広い範囲になっておりますが、風車の密度や面積当たりの基数の考え方、あるいは、容量で見えていったときに、これが果たして国内で一番密度の高いエリアになるかといいますと、そうではない可能性もあると思っています。例えば、青森県や秋田県には陸上風車が相当密集している地域がありまして、そういったところと比べても過去に類を見ないほどの密集具合になるかというのは慎重な確認が必要かなと思っています。

また、加算的ではなく、相乗的とおっしゃられましたが、確かにそういう部分もあると思っています。秋田や青森などの先行して風車の密集が進んでいるような地域においても、どこの閾値を超えたときにどういう影響があったかというのは、残念ながら、資料や研究として確認されたものはないという認識でありまして、どこを閾値とするのかは非常に難しい議論になってくるかと思いますが、まさにそういった点も鑑みまして、方法書の審査の中でご意見をいただきつつ、調査の内容を決めていくという手続になるものと考えております。

○露崎会長 押田委員、お願いします。

○押田委員 お尋ねしたいのは、三つの事業の中で、宗谷管内で五つあるわけですが、例えば、これから調査を進めていく中で、この三つを合わせて発電所の出力をどのぐらいまで確保できればいいなと考えられているのでしょうか。場合によっては宗谷管内で全部行けるかもしれない、だったら抜海・豊田や留萌はこのくらいにしようというような、そういうスケールで事業間にもまたがったバランスの調節みたいなことまで今後起きてくるのかどうかをお伺いしたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 例えば、事業性を確保するため

に、最低でも何メガワット以上、何万キロワット以上はできないといけませんというものは全くないわけではないのですが、事業者としては、風力発電の導入は温暖化に資する意義があるものという前提で、建てられるところについてはできるだけたくさん建ててまいりたいというのが基本的な考え方になっております。

もちろん、今後、審査をいただく過程で、設置を回避する案件も当然出てくると認識してございますけれども、それがどのぐらいになってしまったら全部をやめますという基準が現時点で決まっておるものではないとご理解をいただければ幸いです。

○押田委員 もちろん、これは難しくて言えないと思いますが、現時点ではそういうことまでは決まっていないということですね。

これは、前回の会議で拝見したときに、あまりにも大きなスケールで、一度やってしまっただけで取り返しのつかないことになったらどうしようといういろいろな危惧も出たのですが、僕としては、考え方によっては、広い範囲をターゲットとしておいて、その中で全面にわたってきちんと調査をし、一番安全で一番環境に優しいところを選ぶのだというモデルという捉え方もできるかなと考えたりもしたのですよね。

もちろん、非常に大きくて怖い反面、先ほどお話をされていたように、広い中から無理に密にならないようにつくる工夫もできるのかなということです。そうなったとき、三つの事業に分かれているのですけれども、同じ事業者がされるということであるならば、そのスケールで調整をしていくなんていう考え方もあると思います。

また、先ほど相加効果と相乗効果のお話が出ていました。これは本当に難しいところだと思いますが、それを評価するための非常にいいモデルやシステムをぜひつくっていただけるような計画にさせていただけるといいのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） まず、前半のご意見にあったように、広い範囲を設定しておいて、そこから環境的によりよい場所を絞り込んでいくというのはまさにご認識いただいているとおりでございます。

配慮書のつくり方には幾つかのパターンがありまして、環境省から出されております計画段階配慮手続に係る技術ガイドの中にも、複数案をつくっておき、そこからどれか一個を選ぶというパターンや、今回、弊社がやらせていただいたように、広いエリアを設定しておいて、その後、調査をやって絞り込んでいくというやり方の記載もございまして、我々としては、今回、その手法を取ってまいりたいと考えているところです。

また、累積的影響を評価するモデル事業になればいいといったご意見はごもっともだと思っております。先行の道北Ⅰ期事業でも鳥類の協議会等を立ち上げており、我々には知見もございますので、そういったものも参考にしながら、3案件を一体として、鳥だけではなく、いろいろな項目についても累積的影響をうまく予測、評価できればと考えております。

○押田委員 今、選択肢というお話が一番最初にありましたが、これだけ大きいものだと

本当にいろいろなパターンを考えて事業を練っていけると思うのですよね。こういう事業というのはいろいろな選択肢をつくった中でベストは何なのだという議論ができるとう本当にいいのかなという気がいたしました。

○**露崎会長** これは確認というか、要望ですが、新苫前風力発電事業計画というのはユーラスエナジーさんの事業ですよね。これには結構厳しい知事意見がついていて、配慮書に関しては、法の趣旨及び目的に沿って環境配慮の視点から十分検討を行い、改めて配慮書を作成すべきであるとあります。こういう意見は実は初めて見ましたし、今回の配慮書も間違いがかなり多いですよ。

例えば、自分の専門で言うと、かなり衝撃だったのは、植生図の植生番号が全部振り間違えていて、間違えていることに気づくまで1時間は無駄にしたなという非常に不快な時間もありました。それだけではなく、いろいろなところで間違えています。

今日も見つけてしまったのですが、宗谷管内の配慮書の36ページにある地図を見た瞬間、違和感を持ちました。その理由がやっと分かったのですが、この地図ではオトノルイの風発が抜けていますよね。こういう間違いがものすごくあちこちにあって、本当はこの配慮書をつくり直してほしいというのが本音なのです。そうでないと正しい環境影響評価なんてできないですよ。

僕は、こういう間違いが今回だけでなく、過去の幾つかでもあったことがすごく問題だと思っています。そのときになるだけ間違いを減らす努力をしますとの回答をいただいていると思うので、やっていませんと言われればそれまでですが、具体的にどのように間違いを減らす工夫や努力をなさってきたのかを教えてください。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 弊社が関連する事業の過去の案件では、誤字や誤植、記載内容の間違い等がありました。今回出させていただいた案件については、社内でチェックをしたつもりではあったのですが、結局、つमりのままになってしまっておりまして……

○**露崎会長** それが昔からずっと続いていることが問題なので、この数年の間に何か改善したことはありませんかという質問です。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 当時のときよりも、社内のリソースというか、チェック体制の頭数は、倍までは行かないですけども、そのぐらい増やしているところがございます。ただ、結果として、今回このようなことになってしまったことにはおわびを申し上げさせていただきます。本当に申し訳ございませんでした。

○**露崎会長** 本音を言うと、それでは3年前と同じ回答ですよということになってしまうのです。

この配慮書というのは、先ほどの自分がいらつきた話ではないけれども、この審議会と業者、あるいは、審議会と地域住民の間の信頼関係をつくるための最大の武器というか、一番大事な部分ですよ。これが間違えていると信頼関係を大きく損なうことになってしまいますので、そこを改善していないのは大きな問題ではないでしょうかということです。

ですから、例えば、ダブルチェックを入れます、トリプルチェックを入れます、地元の人に見てもらいます、配慮書は全部をインターネットで公開し、みんなが見られるようにしますなど、そのくらいのことをしない限り、信頼関係の回復はすごく難しいと思いますが、そう思いませんか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） そこはおっしゃるとおりだと思っています。今回もこのようなミスが生じてしまっております。今後も同じことを繰り返すのかと言われてしまうかもしれませんが、実は、社内では、過去にそういったミスがあったので、方法書や配慮書などの図書ごとに間違いが起きやすいチェックリストを作成しております。今回、それに基づいてチェックをしたのですが、それでもなおこういうことが起きてしまったということで、まずはチェックリストそのものをアップデートして対応してまいりたいと思います。

また、今回、配慮書段階でミスが起きてしまったことで、地域住民の方へのストレスというか、信頼関係を損ねてしまっているという点についてですが、弊社としては、配慮書を縦覧させていただいた自治体に正誤表をお送りして、こういった間違いがありました、申し訳ございませんというおわびの姿勢をお示ししたいと考えております。

○露崎会長 できましたら、もう少し具体的な対応策というか、改善策と言うべきか、後でこれくらい改善できましたというのがちゃんと分かるような対応ができますと私としてはうれしい限りですので、よろしくをお願いします。

○事務局（石井課長補佐） 事務局ですが、今のご回答について一つ確認をさせていただきます。

訂正して市町村の縦覧先にお伝えするということですが、元の図書が見られないと、正誤表だけ送られてきても今となっては何のことか分からないと思うので、インターネットでも公表し、元の図書と照合ができるようにするのかどうか、ご回答をお願いいたします。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 今、松島が申しあげました配慮書を縦覧させていただいた自治体様宛てに正誤表をお送りすることについて、自治体様には配慮書の控えを提出しておりますので、内容をご覧いただけるとは思いますが、一般市民の方向けには訂正の内容をお届けすることはできないところです。

ご指摘のインターネットでの縦覧期間の延長あるいは恒久化については、社内でも議論が出てきておりますし、他社でも常に縦覧できるようにしてらっしゃるところがあるのも承知してございます。

一方で、風力発電事業は、昨今、競争環境が非常に厳しくなっておりまして、他社が配慮書を提出したところに、ほかの事業者がここは適地なのねということで後乗りで同じ場所で事業の計画を立てるということが出てきているのです。ですから、環境アセスの手続的には恒久的に縦覧することが望ましいということは十分承知をしつつも、そういった事業の競争環境を踏まえると、全面的に対応するのがなかなか難しいというのが現時点での会社の考えでございます。申し訳ございません。

○露崎会長 確認ですが、実際に、ダウンロード可、印刷可にしている企業があるということをご存じでしたら、将来的にはそういう方向が望ましいと考えているのかどうか、イエス、ノーでお答えいただけますか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） アセス手続という市民への開かれた手続とすることという趣旨において、それが本当に望ましいというのは重々承知しているつもりでございまして、そのようにしたいと個人的には考えているのですが、会社としての考え方がどうなるかということについては、申し訳ございませんが、私はお答えができる立場にございませんので、ご容赦をいただければと思います。

○露崎会長 ここは要望となりますので、ぜひとも、ダウンロード可、印刷可の方向でご検討ください。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 承りました。

○露崎会長 白木委員、お願いします。

○白木委員 専門の分野ではないのですが、地元の状況に鑑みてお伺いしたいと思えます。

事業者質問の1-3の相互理解の促進のところ、説明会をしてはどうかということに関して、配慮書時点では、計画が大風呂敷を広げるようなものであり、いたずらに住民に期待や不安をあおることになってしまうので、計画の熟度がもう少し高まってから説明会等を考えるとありますが、住民の中には、配慮書が出た時点でその計画を見て既に不安になっているものもあると思うので、私としてはその時点できちんとした説明をする必要があると思うのです。事業者自らがなぜこのような大風呂敷を広げるような、あるいは、住民が不安になると思われるような計画を出したのかをきちんと今の段階で説明しなければいけないのではないかとということです。

ですから、例えば、配慮書にいろいろな不備がある段階で事業者自らがなぜ今の段階で大風呂敷を広げるような計画を配慮書として出さなければならなかったのかの根拠と、そういった計画を配慮書の段階で出すことに関して、メリットとデメリットがあるとしたらそれぞれどんなもので、また、公共性も踏まえ、メリットのほうが大きいから出しているのではないかと思うのですが、その辺りについてお考えを聞かせていただければと思います。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） 幾つか質問をいただいたと思います。回答漏れがありましたら、申し訳ございませんが、またご指摘をいただければと思います。

まず、配慮書の段階で住民説明会を実施すべきではないかというご意見ですが、事業に対して不安や懸念をお持ちの住民からするとそういったお考えもあるかと思えます。ただ一方で、先ほどの会長の質問への回答の中でもお話ししたのですが、我々としてはこの事業実施想定区域の全域に風車を建てようとは思っていません。ですから、風車が乱立するのではないかと余計な不安を与えてしまうより、こちらに建つ予定ですといった具

体的なエリアや工事計画などがある程度煮詰まった段階で住民の方々に説明させていただいたほうがいいのではないかと考えたということです。

我々としては、配慮書段階で住民説明会を開催させていただくこともできますが、そこでいろいろなご質問をいただいても、配慮書段階では計画の熟度があまり高くありませんので、あまり答えられない可能性が十分ありまして、キャッチボールができないというデメリットもあるかなと思っていますので、我々としては方法書以降に住民説明会をやらせていただきたいと思っていますところです。

ただ、自治体の担当者様とは配慮書の届出前にも協議をさせていただいております。ですから、住民の皆様全員というわけではありませんけれども、その地域を代表する行政関係の方々には配慮書の内容について事前に協議やご説明をさせていただいていると考えております。

○白木委員 私は考え方が逆で、むしろ、今言われたことを住民説明会で説明すればいいのではないかと思うのですよね。要は、この配慮書だけを見せられたら、住民は、こんなに広い範囲にたくさん建つのだと思ってしまいますよね。であれば、ちゃんと向き合って、そうではなくて、この中からきちんと絞ってアセスメントをして、しかるべき場所に建てるのでということをしちゃんと説明することのほうが適切な回答ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 私も過去に何十回と住民説明会をやっております。それは、環境影響評価手続としての説明会や事業者として独自にやってきているものもたくさんありますが、環境影響評価手続についてご理解されている住民の方はなかなかいらっしゃらず、今日は配慮書の説明会です、今日は方法書の説明会ですということを理解いただくのはかなり難しいのですね。そうしますと、配慮書だからここまでしか説明できません、方法書だからここまでしか説明できませんというご説明をしたときに、結果的に住民側にフラストレーションがたまるような展開というのもあり得ますし、その辺りの説明の仕方は非常に難しいと思っています。

そういう意味から、しかるべきタイミングで、環境影響評価の手続とは別に、地域の皆様へしっかりとご説明していく必要があると考えておりまして、今回の事業についてもそのように進めていきたいと思っております。

○白木委員 最後におっしゃった環境影響評価とは別のご説明というのは今の段階からやられているということでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 各自治体のご担当部署にはご説明をさせていただいておりますし、住民説明会のタイミングについてもご相談をさせていただいておりますけれども、この段階から住民説明会をやるべきではないかというご意見をいただいた自治体はございませんでした。

○白木委員 その次の質問ですが、では、なぜ大風呂敷を広げて住民が不安になるような段階で配慮書を出さなければならなかったのかということに関する事情があれば教えてい

ただきたいと思います。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） ご質問の趣旨は、計画をより具体的にお示しできるようになってから配慮書を届けばよかったのではないかということでしょうか。

○白木委員 そうではなく、要するに、住民に説明できないようなものを出すことは社会的にどうなのかと疑問に思いまして、そうしなければならない事情があるのでしたら教えていただきたいということです。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） 白木委員からご指摘がありましたように、エリアも広いし、その中のどこに発電所ができるのかも工事の計画もよく分からないし、いろいろなものがアバウト過ぎてよくないのではないかというのはごもっともだと思っております。では、なぜ我々がそういった状況でこういうものを出したかについてです。

一つ、スケジュール的な話で申しますと、再エネといいますのは、基本的に、早く出したほうが売電単価も高いですし、我々事業者としては収益性が高まるという構造になっておりますので、事業熟度が高まっていない段階でアセス手続に着手してしまうというのは、業界の構造上、そうなってしまうところが多少はあるかなと思っております。

もう一つのエリアが広大という点ですが、これには一長一短があるかと思っています。確かに事業実施区域をこんなに広く書いてしまうと不安の声が出るというのはそのとおりかと思うのですが、一方で、メリットとしましては、どこに発電所をつくれるかが分からない状態で影響を最大限に把握できるようにしておいたほうが、例えば、最初に小さい範囲で囲っておいて、やっぱり後からその隣にもその隣にもいいところがあったからつくれるとなった場合には、逆に、住民からすれば、最初は10基しかつukらないと言っていたのに、何で30基に増えているのだ、おかしいのではないかということで、増える方向のご懸念というのはかなり不安なのだと思うのですけれども、減る方向の事業計画の変更であれば、多少の納得感を得られるのかなということもありまして、今はもしかしたら課題と捉えられるかもしれませんが、最初は影響を最大限に見るために範囲を広くしておいて、そこから縮小していく計画としているところです。

○白木委員 事業者の考え方は分かりました。

○露崎会長 大原委員、お願いします。

○大原委員 大原と言いまして、専門は昆虫になります。

昆虫は、鳥や哺乳類と違って、非常に狭い地域のマイクロハビタットと言われているところにいろいろな貴重なものがあります。今、配慮書の計画を伺っていて、住民の方がフラストレーションを持つのはちょっとというお話がありましたが、委員の一人である私もとてもフラストレーションと不安を感じております。これだけの広い範囲において昆虫を把握し、ここには建ててもいい、建ててはいけないということ把握するだけでも、相当丁寧な調査が必要だと思うのですね。今まではエリアが絞られていましたから、配慮書の時

点でもかなり具体的なイメージがあったと思います。今ご説明を聞かせていただいて、これは環境省も含めた構造的な問題だということがよく分かったのですが、競争が激しいからといって突貫工事をするというのでは決して印象が良くないと思いますし、いいものはできないと思いますね。この辺ですという配慮書が出てきて、この後の方法書の段階でどこかを決めますと言いますが、配慮書の一步前の段階の話をしているような気がしますし、それは配慮書ではないなというような印象です。

昆虫の目から見たときには、このエリアはとても大き過ぎて、配慮書からは何も分からないというのが私の印象でした。

○**露崎会長** 意見として捉えていただければよろしいかと思えます。

ほかにございませんか。

○**先崎委員** 今のことに関連するかと思えます。

鳥類や猛禽類の事前の調査をやっておられるということですが、宗谷管内はかなり広いので、事前調査で全域を評価できるのかという懸念があります。現時点でどのくらいの面積をカバーできているのか、これから100%カバーできるのかを教えてください。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 宗谷管内に限らず、3事業全てにおいて、猛禽類に限って前倒し調査をさせていただいているのですが、その面積とカバー率という具体的な数字は、今、頭にないのでお伝えすることは難しいところです。

その上で、どこに5発電所をつくるのかですが、我々としては今の段階で複数のパターンがあります。また、その組合せもいろいろとあるので、なかなか難しいところです。ただ、その中でも、風況的な意味合いや環境的な意味合いもありますけれども、今の段階で確度が高いエリアについて調査を実施しております。

なお、その手法につきましては、道内の鳥類、特に猛禽類にお詳しい先生方に事前にヒアリングさせていただいております、その確度の高いエリアについてのみやっているということでございます。

ですから、逆を言えば、仮に今の時点で確度が高いと思っているエリアではないところに将来的に建てるとなった場合には、当然、一からやり直すことになるのですが、そうしたリスクも背負って始めているということです。

○**先崎委員** そうであれば、もう少し具体的に場所を示していただいたほうが配慮書としてはふさわしかったのではないかなと思えます。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** アセス手続的には、先崎委員がおっしゃるとおりかと思っておりますが、先ほど加藤からも言ったように、それが事業者の身勝手な都合と言われればそれまでですけれども、競争等の意味合いや地権者との兼ね合いもあるのです。地権者によっては、ここにできるという確約がない段階でうちの土地に風車を建てることをオープンにしてほしくないと言われる方もいらっしゃいます。それはアセス手続とは異なる観点と言ってしまえばそれまでなのですが、そういった事情もありまして、現段階で全てをオープンにすることはなかなか難しかったということ

理解していただければと思います。

○**露崎会長** 私から環境影響評価の中で結構気になるところがあるのですが、一つは、今回の配慮書の場合には文献ワークが弱いですね。総論的な文献が物すごく多く、例えば、予定地域内のここというピンポイントの文献は、幾つか出していると思いますが、少なくとも植物についてはすごく抜け落ちているのですね。希少種がかなり抜けている可能性があると思うので、その文献ワークをもう少しちゃんとやってほしいなと思います。

もう一つ、専門家についてですが、これだけ面積が広域だと、例えば、この広域の全部についてコメントができる植物の専門家は正直に言っていないと思うのです。ですから、正しく環境影響を評価するためにも、それぞれの専門分野で必ず複数の専門家に聞き取るというのはすごく大事な作業になると思うので、絶対と言ってもいいと思うのですが、そのための努力をしていただきたいなと思います。もしそういう専門家がいないのであれば、今までにない調査域の足による詳細な調査が必要になるかと思うので、そういう段取りで専門家への聞き取りをしてほしいのですが、実際にそういう準備はなされているのでしょうか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 複数の専門家へヒアリングすべきということについてです。

確かに、今回は区域が広大ですので、北海道全体として、例えば、鳥がこういう動きをするよというところは1人の専門家からのご指導をいただけるのかもしれませんが、風車が建つ何々町のこのエリアのこの海岸など、ローカルでピンポイントなところは1人では足りないかもしれませんので、複数人の先生に聞くということについては今後の方法書以降の我々の課題とさせていただきます。

○**露崎会長** あえて言いますが、例えば、天塩山地の北側と東側では生えている植物が全然違いますし、植生も違いますので、複数名はどうしても必要だと思います。それはほぼ間違いありませんので、ほかの分野はどうなのかということも考慮していただきたいと思います。

また、もう一つ大事なこととして、複数の専門家に聞きますと、ここからもまた大きな問題だと思うのだけれども、Aさん、Bさん、Cさんで別な結論を言うことは必ずあると思いますが、そのときにはどうなされますか。自分だったら、これは環境影響評価だから保守的な意見を言っている人を採用すべきだと思うのですが、それに関して何か意見がありましたら下さい。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** それは、そういった場合になってみないと何とも言えないところではありますが、ただ、会長がおっしゃるように、アセスの基本的な考え方として、最大影響を捉えて適切に把握するという原則論がありますので、最大影響という意味で言うと、我々事業者としては一番影響が大きいと評価する方のご意見に慎重に耳を傾けるべきだと思います。

○**露崎会長** 委員の皆様からほかにご質問やご意見等はございませんか。

○**白木委員** 確認になってしまうかもしれませんが、現在、風況のいいところ等で前倒し調査を行っていて、先ほどのお話では、影響が極力少ないところに建てるために広いエリアを取っているということでしたので、例えば、今、前倒し調査をやっている場所で希少な猛禽類や植物が出てきた場合には、そこではやらずに、次の場所で調査を試みるというお考えでよろしいでしょうか。そういう考えの下で次の方法書が出てくると捉えてよろしいですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島）** 猛禽類に関しましては、委員もよくご存じのように、基本的には繁殖期を含む2営巣期分が必要とされているので、調査には時間がかかるということもございます。我々としても、いつ方法書を出させていただくかというのは、地権者との兼ね合いや設計の進捗状況にもよるので、現時点ではスケジュールが見えておらず、そのときまでに猛禽類なりの調査をどこまで終えられているかということになってくると思うので、それが方法書の段階になるのか、準備書の段階になるのかを明言することはなかなか難しいところです。

いずれにしろ、その調査結果を踏まえて、例えば、風車の設置を回避するだとか、風車からは離れているけれども、影響があるかどうか怪しい位置にあったら、行動圏の解析をして、ちゃんと高利用域や営巣中心域にどれだけ影響を及ぼすかの解析をしながら見極めていければと思っております。

○**白木委員** 見極めた結果、そこが不適切である場合には、次の図書の期限にかかわらず、きちんとした調査を別の場所でやると捉えてよろしいですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** 皆様もよくご存じのとおり、方法書では事業実施区域をお示しすることになりまして、その後、事業実施区域を増やすことは基本的にはできないという手続になっています。増やすのだとすれば、一からやり直さなければいけないのです。かつ、今回、一連性の考え方という話がありまして、その中では、見送って別の場所をピックアップして、その事業を一連性のある事業として進める場合には、残ったものを含めて一からやり直しとなると言われていたので、そういう意味でも事業者としては手戻りのリスクはなかなか厳しいと考えてございます。

今後、方法書以降については、基本的には、環境影響が著しく大きい場所を削り、残ったもので進めていくことを考えておりますので、また別の場所を考えるということは、今のところは想定していないというのが現時点でのご回答となります。

○**白木委員** 先ほどの広く取った意義とそごがあるような気がしますね。それが採算ベースに合うかどうかは分かりませんが、とにかく影響が大きいところは削っていくということでよろしいですか。

○**株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤）** 削っていった結果、事業として成り立たない規模になれば、事業はできないということになるかと思えます。

○**白木委員** もう一点、先ほどの有識者へのヒアリングについてです。

例えば、道北地方にはいろいろな有識者がいらっしやいまして、希少猛禽類の営巣地のデータ等をきっちり持っている方もいますので、そういう方から聞き取りをして、あらかじめ情報を入手して、なるべくそこを避けてやるのがセオリーかなと思うのですが、配慮書に載っているヒアリングの結果はかなり大ざっぱなものですよね。ですから、やっぱり地元のデータを持っている方に極力聞いていただいて、次の段階の図書には、ヒアリングの結果やそれに対してどのように対応したのかを記載いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） 今回、配慮書には書いていないのですけれども、猛禽類の前倒し調査を実施させていただくに当たって、1人ではなく、複数人の鳥類の先生方にヒアリングをさせていただいております。個人名はこの場では差し控えさせていただきますが、かなりのベテランといますか、かなりご経験のある方でして、その先生にヒアリングをさせていただいたところ、自分は道内全体の動向は把握しているけれども、ローカルの情報は〇〇さんにも聞いてみたほうがいいよというご意見をいただいたのですね。その〇〇さんという方は、どちらかというところローカルな情報に強い方でして、我々としても後でこういった調査が必要になってしまうリスクは避けるべきだと判断しましたので、1名ではなく、複数の先生方に調査方法等をご相談させていただいて、猛禽類の前倒し調査をさせていただいたところです。

○白木委員 〇〇さんがどなたかは分かりませんが、営巣地の情報も把握され、そこを避けた上で調査に入っているということでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） 営巣地の情報は有識者の先生方から一部提供していただいております、それも踏まえて現在の調査を実施しております。

○白木委員 ヒアリングの内容や対応等については図書に書いていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） それは調査計画に関することですので、次の方法書の段階で、こういう先生からこういうご意見をいただいて、こういう調査計画にしましたということを記載したいと思います。

○露崎会長 引き続きまして、ほかにご質問やご意見、確認事項等がありましたら、お願いします。

○押田委員 調査の件やいろいろと細かいことが分かりましたが、先ほど、私から、三つの計画に対して、広い場所でもって、場所をどこに決めてというお話をしたのですが、最終的には、例えば、この三つの事業が五つの事業になったり、六つの事業になったり、分けてやらざるを得ない場面も出てくるかもしれないなと思ったので、この計画にはそのぐらいの柔軟性があるかないかを確認させてください。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（松島） 実は、委員がおっしゃるように、例えば、環境影響の予測、評価に時間がかかる地域もあれば、すぐに答えが出る地域もあるので、事業者としては、先に答えが出た発電所のエリアから準備書を出して、時間がか

かるところはもう少し慎重に判断してから図書手続をしたいという思いがあるのですが、加藤からも説明があったとおり、今回、一連性の考え方というものがあるせいで、今後、例えば、宗谷管内の5発電所を2と3に分けて出すといったことが規則的にできなくなってしまっていて、この後、宗谷管内は一つの図書の中に5か所の発電所が含まれている形で方法書も準備書も評価書も出さなければいけないというのが国の指針ですので、我々としてはそうしたくてもできないというのが答えになります。

○押田委員 では、この状態で分けることはできないのですね。

もちろん、出し直しというのは手間がかかることなのでしょうけれども、場合によってはという考え方も持っていていただいたほうが私たちとしてはすごく安心できます。国の指針で決まっていて、指針は指針なのでしょうけれども、絶対なのかどうかというところは私としても分からないところなので、その辺りはどうでしょうか。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス加藤（加藤） アセス手続として、どういう場面で想定されるかを現時点で具体的に予測するのは難しいかと思うのですが、この図書の固まりとして進めるのが適切でないということになれば、見直さざるを得ないということも十分に想定されると思います。

ただ一方で、今までやってきたものが使えない、また一からやり直すということのばかばかしさもなかなか厳しいものがあるなと思っておりまして、そういった意味では、今回の一連性についての考え方という環境省の新しい方針については、誤解を恐れずに言えば、問題の多い制度だなと事業者としては感じています。皆様としてもそういうところがあるとお考えであれば、ぜひ環境省に声を上げていただいて、途中からの分冊にも柔軟に対応できるように進めていければ事業者としても大変ありがたいと思います。

○押田委員 またやり直しになったとしても、それはばかばかしいということではなく、ちゃんとしたことに基づいて方向転換ができたということになるのだと思います。もちろん、捨てるざるを得ないような何かもあるかもしれませんが、ある意味、それもプラスになるものなのだという捉え方もできるのだらうなと思うのですよね。

取りあえず、そういう状況であることは理解いたしました。これだけ広いエリアなので、何かの不都合が生じたときには、場合によってはということをお考えいただければいいかなと思います。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス（加藤） ばかばかしいという言葉は使い方が不適切でした。申し訳ありません。撤回させていただければと思います。ご意見については承知しました。

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 くどいようですが、ここは環境への影響を評価する場でして、決して全てに反対するということではございません。よりよい環境保全を考えていくためによりよくお願いいたします。

それでは、以上で3事業に係る質疑応答を終了します。

続いて、答申文（案）たたき台等の審議に移ります。

○事務局（石井課長補佐） 以降は事業者様への質問等はございません。

長い時間、どうもありがとうございました。

〔事業者は退室する〕

○露崎会長 それでは、答申文（案）たたき台の質疑に戻ります。

まず、議事（5）の（仮称）宗谷管内風力発電事業計画段階環境配慮書についての事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） （仮称）宗谷管内風力発電事業の関係資料は、資料5-1から資料5-4までとなりますが、資料5-1と資料5-2については、今行っていただきました事業者との質疑と重複する内容がございますので、今回、資料の説明を割愛させていただき、答申文（案）たたき台の説明の際に一部参照させていただくことといたします。

それでは、答申文（案）たたき台のご説明をする前に、資料5-3の関係市町村長からの意見をご紹介します。

関係市町村は非常に多くなっておりますので、一部省略しますが、よろしくをお願いいたします。

まず、一番上は稚内市長からの意見です。

稚内市では風力発電施設建設ガイドラインを定めていることに触れながら、自然環境の保護に配慮すること、住宅からの離隔距離を取ること、地域住民との合意形成がなされることなどを求めているほか、図書で選定されていない景観に関する内容として、秀逸の道というものが挙げられてございます。市長意見で言うと10番になります。

秀逸な道というのは、シーニックバイウェイと呼ばれる特に魅力的な景観などを有する道路のことでありまして、それを観光資源としていこうという取組が進められているところでございます。

次に、めぐりまして、猿払村村長からの意見です。

猿払村村長からは、サケ、マスへの影響、イトウへの影響、ホタテ類への影響、水道水への影響ということで、主に水質に関する意見が四つ出されてございます。

次に、まためぐっていただきまして、浜頓別町長からの意見です。

浜頓別町長からは、バードストライク等による影響を懸念する意見のほか、猿払村と同様に、濁水の影響を懸念する意見が出されております。

次に、めぐっていただきまして、裏面となりますが、中頓別町長からは、景観や植物と動物の保全に関する意見が出されております。

次に、豊富町長からは、こちらも動植物の保全や景観への配慮、また、配慮書に対する意見への対応についての意見が出されています。

次に、めくっていただいて、幌延町長からの意見です。

まず、総括的事項で事業の広域性に係る懸念を述べた後に、個別的事項において、適切な調査、予測、評価を行うことや、動植物及び生態系、景観への影響の回避、低減を行うこと、また、関係機関への情報提供を求める意見が出されてございます。

最後に、まためくっていただきまして、天塩町長からの意見ですが、住民の理解と協力を得るために積極的な周知を行うことのほか、騒音、振動に関する生活環境の保全や、動植物や景観の保全についての意見が出されています。

かなり駆け足となってしまいましたが、以上が市町村長からの意見のご説明となります。

それでは、引き続き、資料5-4の答申文（案）たたき台のご説明をいたします。

このたたき台については、最近のほかの風力発電事業の配慮書への答申文をベースとして、審議過程を勘案し、作成しておりますが、今回の事業は非常に特殊なものと思われるので、その特殊性を踏まえ、項目を一部追加したほか、書きぶりについても幾つか変えているところがございますので、順に説明してまいります。

まず、前書きについてですが、構成自体は従来と同様でありまして、1段落目では事業の概要を、2段落目では対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要をそれぞれ整理し、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

今回は1事業で5発電所ということで、事業の概要には、5発電所程度から成る風力発電所群であることを記載したほか、事業実施想定区域が広範囲であることから、13万1,000ヘクタールだけでは範囲がイメージしにくいということがありましたので、区域の南北方向の幅を70キロメートル、東西方向の幅を40キロメートルと記載してございます。

また、区域内に含まれる崩壊土砂流出危険地区等の防災上の懸念がある地区や区域周辺の住居等、周辺の他事業については、改めて図書をご確認していただくとお分かりのとおり、非常に多くなっていることから、今回の区域の状況を踏まえまして、通常答申文では「複数」としていたところを「多数」という言い方にさせていただきます。

続きまして、1の総括的事項に移ってまいります。

通常、総括的事項の(1)では、一行で要約してしまうと、アセスを適切に実施して事業計画へ反映させることという内容を述べております。ただ、今回のQ&Aの中でも、事業の中身の話より、どちらかというと、1事業で5発電所という事業の形態や、その区域取りが広大過ぎないかということ、また、そのことに対して調査等がしっかり行えるのかという懸念が多くあり、1回目の審議会においても委員の皆様からそこについて主にご指摘をいただいていたところでした。さらには、先ほどご紹介したように、市町村長からも区域が広大過ぎることに対してやや困惑しているという意見があったことなどを踏まえ、アセス手続の進め方と表現するのが適切かどうかは分からないですけれども、(1)を新規項目として一つ追加してございます。

内容としましては、広大な区域を設定しており、環境に配慮すべき区域などを多く含んでいるが、影響の回避、低減の余地などの事業計画に係る考え方についての具体的な説明が不足しているほか、発電所ごとの位置や規模などの基本的な諸元が示されていないことや図書に多数の誤記や誤植があることなどから、事業の正しい理解に支障が生じているとして、図書を正確で分かりやすく作成することや、事業の特性などについての分かりやすい説明に努め、手続を進めることを求めています。

(2) は、先ほどご説明しましたとおり、通常の実業で言う (1) の部分になります。

内容としては、2行目の最後から主に3行目のところにあるように、発電所ごとに想定する区域を適切に設定し、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理することを求めているほか、その次の行ですが、各発電所における影響についてのみならず、事業全体に生じる影響についても科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、計画に反映させることを求めています。

(3) は、区域の絞り込みについて、区域の設定の検討過程の説明が分かりにくいことから、方法書に分かりやすく記載することを求める意見でございます。こちらは、先ほども質疑で触れられていた以前の事業について、資料5-1のQ&Aの質問2-17において、以前に除外した区域も一部含まれていることの理由を質問していたのですが、(3)のページの変わり目のところにも「本事業者が出資する事業において過去に検討の結果除外した区域が含まれていることなど、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっている。」という文言を一文追加しているところです。

(4) は、累積的影響についての項目ですが、書きぶりは基本的には従来と同様であり、前書きでもご説明したとおり、「複数」ではなく、「多数」としております。

(5) は、稚内市長から意見のあったガイドラインに関するものですが、こちらも資料5-1の11ページの質問3-27にあるとおり、豊富町でもガイドラインが定められているため、併せて言及していきまして、意見の構成は従来と同様となっております。

(6) は、相互理解の促進を求める意見ですが、先ほどもご説明しましたとおり、市町村長からの意見の中でも区域が広いことに言及されている状況を踏まえまして、広大な区域を設定していることから、影響を受ける可能性のある対象が広域にわたり多数存在していること、また、5発電所がどのエリアに設置されるのか等も現時点では示されていないことから、積極的な情報提供や丁寧な説明はもちろんのこと、具体的な説明についても求めるものとしていきます。

(7) は、インターネットを使った環境影響評価図書の公表に関する意見で、印刷可能な状態にすることやダウンロードを可能にすること、縦覧期間終了後の継続した公表など、利便性の向上を求める意見としており、意見自体は従来と同様としております。

次に、2番の個別的事項に入っていきます。

個別的事項は、配慮事項等に対して具体的な意見を付すものですので、従来の意見と共通性を持たせながら文言を追加しているところが多くなってございます。

まず、(1)の騒音及び風車の影についてです。

こちらは、前書きでもご説明したとおり、周辺には住居や学校等が「多数」存在しているため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車から離隔距離を取るることなどにより影響を回避または低減することとしております。

(2)は、水質についてです。

資料5-1のQ&Aにまた戻っていただきたいのですが、9ページの下から2番目の追加3-34にありますとおり、増幌川は、保護水面であるとともに、サケ・マス増殖事業が行われておりますことから、従来と同様に川の具体名を出して意見を付しております。

また、今回は、区域が広大といいますか、区域の山側をほぼ丸ごと含んでいる市町村があり、猿払村をはじめとして、市町村から水源への影響を懸念する意見が幾つか出てきていますほか、図書の243ページをご覧くださいれば分かりやすいかと思うのですが、河川の上流域を非常に多く含んでいることが一見ただけでお分かりいただけるかと思えます。そのため、猿払村村長の意見を参考にしつつ、今回、例外的に「多数の河川の上流域が含まれており、」という文言を追加するとともに、水質への影響を特に配慮しなければならない区域を除外するように意見を付してございます。

(3)は、地形及び地質についてです。

稚内市長からの意見にもありましたとおり、区域が宗谷丘陵の周氷河地形と重複しておりますことから、意見を付しています。なお、この意見は、従来どおりの内容と付し方になっております。

(4)は、動物についてです。

こちらは、アとイの2点の意見を付しておりますが、基本的な形式については共に従来と同様となっております。

アは、鳥類やコウモリ類への影響に関する意見です。今回の区域の中には、EADASのセンシティブティマップにおいて一番高いとされる注意喚起レベルA1が含まれています。今までA1が周辺メッシュに存在している事例はあったのですが、今回、区域の真ん中ではなく、端っこの部分ではあるものの、それが区域内に入っており、我々がこうした事例を扱うのは今回が初めてですので、今まで「特に重点的な調査が必要」としていたところを「極めて重点的な調査が必要」として、より強い意見を付しております。

イについても、基本的な形式としては、鳥類やコウモリ類に限らず、動物相を的確に把握し、影響を回避、低減せよという従来どおりのものとなっております。こちらでもまた資料5-1のQ&Aに戻りますが、後ろから3ページ目の14ページの一番下の質問4-16でこの質問をしまして、第1回目の審議会でも委員の皆様から懸念が次々と挙げられておりましたことから、区域全体を網羅した調査がしっかりと行われるよう、意見の中でQ&Aの回答にある「区域全体を網羅」という言葉をそのまま引用して言及しています。

なお、これは、その次にある(5)の植物も同様となっております。

そして、(5)の植物及び生態系ですが、こちらはアからウの3点でございます。

アは、従来と同様に、区域内にある重要な自然環境のまとまりの場を幾つかピックアップした上でそれらの区域への影響を回避または低減することを求める意見となります。

イは、植物相についてで、先ほどの動物と同様に、区域全体を網羅するように調査しなさいという意見となっております。

ウの生態系についても、形式としては従来と同様に、注目種の選定を適切に行った上で影響の回避、低減を行うよう求める意見ですが、資料5-1のQ&Aの15ページの質問4-19で発電所ごとにそれぞれ注目種を選定することとしていますので、それを基に「各発電所周辺の生態系を特徴づける適切な種をそれぞれ選定した上で」と文言を追加してございます。

(6)の景観については、基本的には従来と同様の構造となっております。

アでは、地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所等、ほかに追加すべき眺望点がないか、自治体へのヒアリング等を行いながら改めて検討することを求めています。

また、今回、稚内市長からシーニックバイウェイの秀逸な道の景観への配慮について意見が出されておりますが、図書には記載がありませんでしたので、そこについてもちゃんと検討するよう意見を追加しております。

イは、区域が北オホーツク道立自然公園に隣接していることから、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、区域内に景観資源があり、改変の影響を受ける可能性があること、また、主要な眺望点である大規模草地牧場やクローバーの丘等からの風車の垂直見込み角が大きくなると予測されることから、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求める意見となります。

最後に、ページをめくっていただいて、(7)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。こちらも景観と同様に、区域内にエサヌカ原生花園ととほてえフットパスが含まれているほか、稚内市長より意見のありました秀逸の道についてまとめられているページをインターネットで調べますと、中でレンタサイクル等の取組もされていますことから、人と自然との触れ合いの活動の場という観点でも検討するよう、こちらでも意見を付しているところでございます。

答申文(案)たたき台の説明については以上となりますので、ご審議のほどをどうぞよろしく願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**先崎委員** 総括的事項の(2)の5行目に「事業全体に生じる影響」とあるのですが、これは発電所間での累積的影響ということでしょうか。ちょっと分かりにくいかなと思います。

○**事務局(菅原主任)** 意味合いとしてはそうです。今回、累積的影響という言葉をあえて使っていない理由ですが、累積的影響というのは事業間の累積的影響という言い方をず

っとしてきております。

累積的影響をなぜ評価するかというと、アセスの対象である事業の評価だけだと影響を全部見切れないから、他事業との累積的な影響を評価しなさいということで累積的影響の評価という文脈があるのですが、今回は同じ事業の中ですので、他事業の情報を拾ってきて累積的影響を見るということではなく、その事業の中に複数の発電所があり、それを全体として見たときにどういう影響が出るかをちゃんと把握しなさいという表現にしております。

○先崎委員 それでよいのであれば別に構いません。

○露崎会長 定義上の問題ということですね。

ほかに確認したいことやご質問、ご意見等はございませんか。

○押田委員 今のところは私も気になりました。

抜海・豊田や留萌北部も同じところが一緒にやるということであれば、違う事業で三つが出てきているものの、将来的な累積的影響は十分考えられるかなと思います。そのニュアンスも入れておいたほうがいいかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 今回は宗谷ですので、宗谷と抜海・豊田、もしくは、宗谷と留萌北部（沿岸）という話をいたしますと、そちらは事業間の影響になりますので、本来的な定義での累積的影響に当たります。ですから、これはほかの事業でもずっと言っている内容ではあるのですが、総括的事項の（４）で累積的影響の調査、予測、評価を実施せよということを言っているところです。

○露崎会長 そのほかに確認したい点やご意見等はございませんか。

○先崎委員 今のところですが、同じ事業者だから、（４）に抜海・豊田といった名前を入れたりすることはできるのですか。

○事務局（菅原主任） 可能ではあると思いますが、累積的影響の観点から見たときに、抜海・豊田を特出しすることが果たしていいのかという観点は絶対に出てくると思うのですよね。距離の観点で言うと、もっと近い事業として、例えば、宗谷丘陵などがある中で、今回、一緒に出てきているという……

○先崎委員 それなら大丈夫です。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 （４）の動物のイの動物相のところに「コウモリ類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群」とあるのですが、ここに魚類を入れることはできないでしょうか。なぜかという、サケ、マスの遡上河川もあるのですが、イトウに関しても、道北では非常に重要な生息地になっているのです。ここの審議会に魚類の専門家がないので、いつも審議ではあまり出てこないのですが、魚類についてはどこかの市長からのコメントにもありましたよね。それで、あえて魚類を入れられないかというご相談というか、意見です。

○事務局（菅原主任） ここに魚類を足すことは可能だと思います。市町村長からの意見を受けて、水質について意見を付しているところですし、今回の事例では、特に魚類に関

して注意を払う必要があるということで、ここに「コウモリ類や鳥類だけでなく、魚類、昆虫類など」と入れることは可能かと思えます。

○**露崎会長** そのほかにご意見やご質問、確認等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** ほかにご質問やご意見等がないようですので、今ご審議をいただきました（仮称）宗谷管内風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）たたき台に関しましては、動物のイに魚類を入れるという意見が1点ありました。ただ、並びとして、「コウモリ類や鳥類だけでなく、魚類、昆虫類」と言うと、何かスケールが違うような気がしますので、表現は後で考えたいと思いますが、そこを修正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、そのようにいたします。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

次に、議事（6）の（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業計画段階環境配慮書について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局（菅原主任）** （仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業の答申に関するご説明ですが、関係資料は、資料6-1から資料6-4までとなります。なお、資料6-1、資料6-2については、宗谷の事業と同様に説明を割愛させていただき、答申文（案）の説明の際に必要な応じて一部参照させていただくことといたします。

それでは、答申文（案）のご説明の前に、資料6-3の関係町村長からの意見をご紹介しますが、幌延町長と天塩町長からの意見については、宗谷の事業と同様となっておりますので、割愛いたしますほか、初山別村長からは意見がありませんでしたので、遠別町長からの意見をご紹介します。

1枚めくっていただいて、2ページになります。

遠別町長からは、周辺住民への周知を図ること、騒音及び風車の影については離隔距離を確保して生活環境の保全を図ること、動植物及び生態系や景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じることのないようにすることという意見が出ております。

それでは、資料6-4の答申文（案）たたき台の説明に入りたいと思います。

たたき台については、宗谷と同様の観点で作成しており、共通部分が非常に多くなっておりますので、考え方等については幾つか省略しながら進めたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、前書きとしては、5発電所程度から成る風力発電所群であることや区域の幅、また、ほかの事業とは異なり、崩壊土砂流出危険地区などや住居のところを「多数」として

おり、（仮称）宗谷管内風力発電事業と共通の記載となっております。一方、周辺の他事業については、宗谷とは状況が異なっておりまして、図書の34ページにまとめられているように、周辺の他事業の状況がこれ以外の他の事業でも見られる程度であることから、ここの表現は「複数」という表現にとどめています。

それでは、総括的事項に入っていきます。

従来の（1）が（2）になりまして、（1）では、宗谷と同様に手続の進め方についての意見を付しており、文言も同様となっております。

（2）については、先ほども申し上げましたとおり、従来の（1）であるアセスを適切に実施して事業計画へ反映させよという内容でありまして、2行目から4行目にかけては、発電所ごとに想定する区域を適切に設定し、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理することを、その次の行では、各発電所における影響についてのみならず、事業全体に生じる影響についても科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、計画に反映させることを求めています。

（3）については、先ほどの図書の34ページでお示した他事業の状況からも類推できるかと思いますが、本区域周辺で過去にこの事業者によって計画が検討されていた経緯がないため、宗谷とは異なり、過去に影響が大きいとして除外した区域があることについては言及せず、従来どおりの意見としてございます。

次に、（4）についてですが、先ほどの前書きでご説明したとおり、留萌北部の事業では、「区域やその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり」と、従来どおりの「複数」のままで用い、累積的影響が生じるおそれがあることから評価をせよという意見としております。

（5）ですが、遠別町では、風力発電施設に関するガイドラインが定められていますことから、宗谷と同様に調整を図るよう意見を出しています。

（6）の相互理解については、宗谷と同様に、広大な区域を設定していることから、影響を受ける可能性のある対象が広域にわたり多数存在していること、また、5発電所がどのエリアに設置されるのか等についても現時点では示されていないことから、積極的な情報提供や丁寧な説明についてはもちろん、具体的な説明について求めるものとなっております。

（7）については、インターネットを使った環境影響評価図書の公表に関して、宗谷と同様に、縦覧期間終了後の継続した公表や印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上を求める意見としてございます。

それでは、個別的事項に入っていきます。

（1）は、騒音及び風車の影についてです。

こちらは、宗谷と同様に、住居や学校等が多数存在していることから影響を回避または低減することを求める意見です。

（2）は、動物についてです。

宗谷では水質について意見を付していましたが、留萌では、宗谷とは異なり、区域内に保護水面が含まれていないことや、区域内の河川の数も多くなく、区域も沿岸部に帯状に設定されており、基本的には下流部を取られていることから、配慮書の段階では意見を付さないこととしています。また、地形及び地質についても、区域内には重要な地形がなく、配慮事項に選定されていないことから、今回は意見を付しておりません。それにより、宗谷とは異なり、(2)に動物が入っております。

動物の意見の内容について、基本的な形式は宗谷と同様になっておりますが、アについては、宗谷とは異なり、区域内に存在するのはA3メッシュで、A1メッシュは区域周辺にあることから、従来例にのっとり、「特に重点的な調査が必要」としております。

イでは、宗谷と同様に、区域全体を網羅した調査がしっかりと行われるよう、意見の中に「区域全体を網羅するよう」という文言を追加してございます。

(3)は、植物及び生態系についてです。

アは、従来と同様に、区域内にある重要な自然環境のまとまりの場を幾つかピックアップした上でそれらの区域への影響を回避または低減するようにとの意見となります。

イは、植物相について、動物と同様に区域全体を網羅するよう文言を追加してございます。

ウは、注目種の選定を適切に行った上で、影響の回避、低減を行うよう求める意見ですが、発電所ごとにそれぞれ注目種を選定することとしているため、「本事業は複数の発電所を設置することから、」と「各発電所周辺の生態系を特徴づける適切な種をそれぞれ選定した上で」と、文言を追加しております。

(4)は、景観についてです。

アでは、従来と同様に、地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所等、ほかに追加すべき眺望点がないか、自治体へのヒアリング等を行いながら改めて検討することを求めています。こちらは、宗谷とは違い、自治体から追加の景観資源や観光資源に関する意見がなかったため、特に何かに言及することはなく、改めて全体的に検討しなさいという意見としています。

イは、つくりとしては従来と同様で、区域が利尻礼文サロベツ国立公園に隣接していますので、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあること、区域内に景観資源があり、改変の影響を受ける可能性があること、また、主要な眺望点である天塩河口大橋や樹遠大橋、国道232号からは風車の垂直見込み角が大きくなると予測されることから、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどで影響を回避または十分に低減することを求めています。

最後に、(5)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

こちらも全体的な構成は従来と同様ですが、今回の留萌北部では、区域内に含まれる人と自然との触れ合いの活動の場がかなり多くなっていますので、例として天塩川や富士見

ヶ丘公園を挙げて、その後は「など多くの地点」としております。

宗谷と併せてたたき台を作成していますので、説明をかなり省略したり、繰り返しの説明となってしまうところが多かったかと思いますが、ご審議のほどをどうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、皆様からご質問やご意見、確認事項がありましたら、お願いたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 そうだろうとは思いますが、特に質問等はございませんし、ここは魚類を入れる必要はない場所のようですので、特に意見はなかったとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 なお、本件につきましても、事務局と協議の上、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、最後になりますが、議事（7）の（仮称）抜海・豊田風力発電事業計画段階環境配慮書について、事務局からの説明をお願いたします。

○事務局（五十嵐主事） 先ほどの2事業と同様、2次質問とその事業者回答の説明については割愛させていただき、まず、資料7-2の関係市町長の意見についてご説明いたします。

こちらの事業の関係市町は、稚内市と豊富町です。

稚内市長の意見は、議事（5）でご審議をいただいた（仮称）宗谷管内風力発電事業に寄せられた意見とおおむね同様となっておりますが、本事業の区域のほうはより絞り込まれていますので、意見の項目としては三つほど少なくなっております。

次に、豊富町長の意見についても、先ほどの事業への意見とおおむね同様となりますが、事業実施想定区域が豊富町内の利尻礼文サロベツ国立公園と隣接しているという趣旨の記載が追加されているところです。

簡単ですが、資料7-2については以上とさせていただきます。

それでは、資料7-3の答申文（案）たたき台について、一部、資料7-1のQ&Aも用いながら説明いたします。

本事業は、前の2事業と同じ事業者が宗谷地方で計画しているものですが、前の2事業とは特性が異なり、1事業で1発電所となっていることから、先ほどまでの答申文（案）たたき台についていた意見がないところも存在します。ただ、細かな文言や共通する地域特性等は前の2事業の書き方と合わせて作成しているところです。

それでは、内容に入ります。

まず、前書きですが、従来と同様に、1段落目では事業の概要を、2段落目では区域が利尻礼文サロベツ国立公園に隣接しているなどの事業実施想定区域及びその周辺における

地域特性の概要をそれぞれ整理し、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

続いて、1の総括的事項に移ります。

(1)も従来と同様になりますが、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを求めています。

(2)も基本的には従来と同様で、区域の検討過程の説明が不十分で分かりにくいことや、土砂流出等の防止にも配慮し、方法書以降で分かりやすく記載することを求めています。

また、この項目の2行目の後ろからは、「本事業者が出資する事業において過去に検討の結果除外した区域が含まれていること」と記載し、先ほどの(仮称)宗谷管内風力発電事業と同様の記載としております。こちらは、資料7-1の2ページにあります質問番号2-5で2次質問を行っておりますので、そちらを踏まえた意見となっております。

次に、(3)では、こちらも従来どおり、累積的影響について適切に対応することを、(4)では、稚内市と豊富町がそれぞれ定めているガイドラインについて、各市町と調整を図ることを求めています。

(5)は、住民等との相互理解についてでありまして、(6)は、図書の公表の際に利便性の向上に努めるよう求める意見としております。

以上が総括的事項です。

次に、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音及び風車の影についてです。

こちらも従来と同様ですが、区域及びその周辺に住居や学校等が存在することから離隔距離を取るなどにより影響を回避、低減することを求めています。

(2)は、動物についてです。

アでは、区域及びその周辺はセンシティブティマップでチュウヒやオジロワシの分布情報があること、また、こちらも宗谷の事業と同様に、ガン類の集団飛来地情報があることから注意喚起レベルA1が区域に含まれており、海ワシ類の渡りの経路となっている可能性があること、そして、文献やヒアリングにおいて希少なコウモリ類の生息情報があることに触れ、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、従来と同様に、動物相について専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(3)は、植物及び生態系についてです。

アでは、こちらも従来と同様に、区域内に植生自然度の高い特定植物群落や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たってはそれらの範囲を避けることなどにより影響を回避または低減することを求めています。

り、イの植物相、ウの生態系については、従来と同様に、的確に把握し、予測、評価をすることを求めています。

最後に、（４）の景観についてです。

アでは、従来と同様に、ホームページやパンフレットのみでなく、関係機関等へのヒアリングなどにより、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含めて、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討することを求めています。

イでは、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接しており、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや主要な眺望点である夕来展望所からは風車の垂直見込角が大きくなると予測されていることを示し、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

駆け足になりましたが、答申文（案）たたき台等の説明については以上になります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項がありましたらお願いします。

○**押田委員** 今さらで本当に申し訳ないのですが、個別的事項の動物のイの「コウモリ類や鳥類だけでなく昆虫類など」というところに、前の前の案件では魚類が入っていたと思います。そこで、魚類や鳥類などと分類群の重みを同じにするためには、多分、「哺乳類（特にコウモリ類）」なんていう表現がいいのかなと何となく感じたのですが、いかがでしょうか。

○**露崎会長** 私は個人的にこれでもいいかなと思って読んでいました。鳥サイドからはどうでしょうか。

○**先崎委員** 少し違うのですが、昆虫というのも曖昧ですよ。ですから、このままでいいのではないかなというのが個人的な意見です。

○**押田委員** 何か、コウモリ類とだけ書かれてしまうと、ほかの哺乳類は実はなくなってしまって、鳥類だけでなく、昆虫類など、各分類群というところに、もう一度、ほかの哺乳類というのが入り込むのか、それともどうなのかなという感じがするのです。哺乳類、鳥類、昆虫類、魚類なんていう感じだと、生物の分類としては、多分、重みが同じような印象になるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** こちらからの提案となるのですが、コウモリ類を含む哺乳類という言い方ではいかがでしょうか。皆様のご意見を伺いたいと思います。

○**押田委員** それでももちろん構いませんし、「哺乳類（特にコウモリ類）」でもいいですし、表現についてはお任せしますが、ふっと見たときにほかの哺乳類が消えてしまっている気がして、それを懸念したところなのです。せっかくきめ細かい調査を広く包括的にしてくれと言っているところなので、次にコウモリだけで終わりましたという感じが出てくることがないようにしたいなという気がしまして、ご意見を述べさせていただきました。

ご検討をいただければと思います。

○**露崎会長** 事務局案を想定しながら検討することにしたいと思います。

ほかにご質問やご意見、確認等はございませんか。

○**事務局（石井課長補佐）** 確認ですが、今日答申をいただきましたほかのものも含めて直すということによろしいでしょうか。

○**押田委員** 僕はうっかり見落としてしまっていたのですが、ほかのものも併せて同じような体裁にさせていただいたほうがいいのかと思います。よろしく願いいたします。

○**露崎会長** 検討いたします。

そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** ほかにないようですので、本日ご審議をいただきました（仮称）抜海・豊田風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）たたき台に関しましては、それ以外の答申文も含め、動物相の「コウモリ類や鳥類だけでなく」の部分のほかの哺乳類も含むようなニュアンスに書き直すという指摘がありましたので、それに従って修正したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これをもちまして、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** 皆様、本日は、予定よりも大分オーバーしてしまい、申し訳ありませんでしたが、7件の議事について長時間にわたるご審議をいただき、どうもありがとうございました。

今回の令和4年度第3回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたけれども、6月22日水曜日の開催を予定しております。議題が多いということもあり、開始時間をいつもより前倒しできないかというご相談をさせていただいているところですが、詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○**露崎会長** それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い時間、本当にお疲れさまでした。

以 上

